

# 公共住宅建設工事共通仕様書

(令和7年度版)

主な改定内容について

公共住宅事業者等連絡協議会

公共住宅事業者等連絡協議会 地方協議会

# 目 次

1. 建築編

2. 電気編

3. 機械編

# 1. 建築編

令和7年度版 公共住宅建設工事共通仕様書 主な改定内容一覧 【建築編】

項目		主な改定内容		備考	
		内容	改定趣旨		
No	1章	■一般共通事項			
1	1.1.2	用語の定義	<p>[公住仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] <u>(ル)「JASS」とは、(一社)日本建築学会が定めた「建築工事標準仕様書」をいう。</u></p>	<p>鉄筋工事、コンクリート工事、鉄骨工事、PC工事の章において、本章に記載がない場合はJASSによることとしたため用語の定義にも追加</p>	公住仕独自基準の追加
2	1.1.4 (1)	工事実績情報システム(コリンズ)への登録	<p>[公住仕 R4] 1.1.4 1.1.4 工事実績情報サービス(CORINS)への登録 (1) 工事実績情報サービス(CORINS)への登録が特記された場合は、(中略) 行政機関の休日は含まない。 (ア) 工事受注時 契約締結後10日以内 (イ) 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内 (ウ) 工事完成時 工事完成後10日以内 <u>なお、変更登録は、工期、技術者等の変更が生じた場合に行う。</u></p> <p>[公住仕 R7] 工事実績情報システム(コリンズ)への登録 (1) 工事実績情報システム(コリンズ)への登録が特記された場合は、(中略) 行政機関の休日は含まない。 (ア) 工事受注時 契約締結後10日以内 (イ) 登録内容の変更時 配置技術者の変更又は変更契約締結後10日以内 (ウ) 工事完成時 工事完成後10日以内</p>	工事実績情報システムの利用規約と整合	標準仕の改定に整合
3	1.1.5 (2)	書面の書式及び取扱い	<p>[公住仕 R4] (2) <u>公住仕</u>において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。</p> <p>[公住仕 R7] (2) <u>公住仕</u>において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」については、電子メール、<u>情報共有システム(情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。)</u>等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。 <u>なお、情報共有システムの適用及び機能要件は、特記による。</u></p>	情報共有システムを特記により活用できる旨追記	標準仕の改定に整合

項目		主な改定内容		備考	
		内容	改定趣旨		
4	1.1.10	工期の変更に係る事項等	<p>[公住仕 R4] 1.1.10 工期の変更に係る資料の提出 契約書に（中略） 監督職員に提出する。</p> <p>[公住仕 R7] 1.1.10 工期の変更に係る事項等 (1) 次のいずれかに該当し、全体工程に影響を及ぼす場合は、 <u>監督職員に報告する。</u> <u>(ア) 設計図書の訂正又は変更による場合</u> <u>(イ) 工事の全部又は一部の施工の一時中止による場合</u> <u>(ロ) 著しい悪天候や気象状況により作業不能日が多く発生した場合</u> <u>(ハ) 資機材、労務の需給環境の変化が生じた場合</u> <u>(ニ) 関連工事等の調整への協力による場合</u> <u>(ホ) その他受注者の責めに帰すことができない事由が生じた場合</u> (2) 契約書に（中略） 監督職員に提出する。 なお、提出にあたっては、協議に必要な資料が、(1)により報告した書面と同一の場合は、(1)の書面に代えることができる。</p>	<p>全体工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に、受注者よりその要因について監督職員へ報告することを明記</p>	標準仕の改定に整合
5	1.1.14	遠隔臨場の実施	<p>[公住仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] <u>遠隔臨場（動画撮影用カメラ等とWeb会議システム等により映像と音声配信し、監督職員の立会い等を行うことをいう。）の適用及び実施内容は、特記による。</u></p>	<p>生産性向上の取組として遠隔臨場を行う場合について、適用及び実施内容が特記によることを明記</p>	標準仕の改定に整合
6	1.2.1 (6)	実施工程表	<p>[公住仕 R4] (6) 概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。</p> <p>[公住仕 R7] (6) 概成工期が特記された場合は、実施工程表等に概成工期、受電日、総合試運転調整に要する工程を明記する。</p>	<p>月間工程表や週間工程表に「概成工期」の欄を設けているので「実施工程表等」に改定</p>	標準仕の改定に整合
7	1.3.10 (1)	施工中の環境保全等	<p>[公住仕 R4] (1) 建築基準法、（中略）「資源有効利用促進法」という。）その他関係法令等に基づくほか、（後略）</p> <p>[公住仕 R7] (1) 建築基準法、（中略）「資源有効利用促進法」という。）、<u>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年 法律第60号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）</u>その他関係法令等に基づくほか、（後略）</p>	<p>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律によることを追記」「宅地造成及び特定盛土等規制法が令和4年に改正されたため追記</p>	標準仕の改定に整合

項目		主な改定内容		備考	
		内容	改定趣旨		
8	1.3.11 (2)(イ)	発生剤の 処理等	<p>[公住仕 R4] (イ) (7)から(ウ)まで以外のものは全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理のうえ、監督職員に報告する。</p> <p>[公住仕 R7] (イ) (7)から(ウ)まで以外のものは、全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理のうえ、監督職員に報告する。</p>	<p>「宅地造成及び特定盛土等規制法」は、現場敷地内の盛土と敷地外への搬出の両方が考えられるため、1.3.10、1.3.11に記載し、規定を明確化</p>	標準仕の改定に整合
9	1.5.7	総合試運 転調整	<p>[公住仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] <u>関連工事等との総合試運転調整を行う場合は、次による。</u> <u>(7) 防火設備等について関連する機器と連動させ、設計図書の意図した機能を満たすことを確認する。</u> <u>(イ) その他の事項については、監督職員と協議する。</u></p>	総合試運転調整を実施する場合の規定を追記	標準仕の改定に整合
10	1.7.3	保全に関 する資料	<p>[公住仕 R4] (1) 保全に関する資料は、次による。 (7) 建築物等の利用に関する説明書 (イ) 機器取扱い説明書 (ウ) 機器性能試験成績書 (イ) 官公署届出書類 (2) (1)の資料の作成に当たり、監督職員と記載事項に関する協議を行う。</p> <p>[公住仕 R7] (1) 保全に関する資料は、次による。 (7) 建築物等の利用に関する説明書 (イ) 機器取扱い説明書 (ウ) 機器性能試験成績書 (イ) 官公署届出書類 (オ) <u>総合試運転報告書</u> (2) (1)の資料の作成に当たり、監督職員と記載事項に関する協議を行う。</p>	総合試運転報告書を追記	標準仕の改定に整合
2章 ■仮設工事					
11			改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。 (公住仕の独自基準なし)		
3章 ■土工事					
12			改定内容は公共建築工事標準仕様書に準拠する。 (公住仕の独自基準なし)		

項目		主な改定内容		備考	
		内容	改定趣旨		
4章 ■地業工事					
13	4.5.4	材料その他	<p>[公住仕 R4]  (c) 鉄筋かごの補強は、特記による。<u>特記がなければ、杭径1.5m以下の場合は平鋼9~12×50(mm)、杭径1.5mを超え2.0m以下の場合は平鋼9~12×75(mm)、杭径2.0mを超える場合は平鋼12×75(mm)又は山形鋼9×75×75(mm)以上の補強リングを2~3mの間隔で配置し、主筋と補強リングとの接触部を溶接又は無溶接金具を用いて結合することとし、その溶接長さは、補強材の幅とする。</u>  なお、鉄筋量が多く補強リングが変形するおそれのある場合は、監督職員と協議する。</p> <p>[公住仕 R7]  (c) 鉄筋かごの補強は、特記による。  なお、鉄筋量が多く補強リングが変形するおそれのある場合は、監督職員と協議する。</p>	<p>建築工事監理指針（令和4年版）」（上巻）のP263 図4.5.12の補強リング寸法及びP262 (8)(7)本文中の補強間隔2~3mを準用して改定した項目であるが、設計図書に記載することとして削除</p>	標準仕に準拠することとして改定
14	4.5.4 (2)(オ)	材料その他	<p>[公住仕 R4]  (2) コンクリート  (オ) スランプは、特記による。</p> <p>[公住仕 R7]  (2) コンクリート  (オ) スランプは、特記による。<u>特記がなければ、21cmとする。ただし、スランプフローで管理する場合は、監督職員と協議する。</u></p>	杭コンクリートのスランプフロー管理を追記	標準仕の改定に整合
15	4.5.4 (2)(ク)	材料その他	<p>[公住仕 R4]  記載なし</p> <p>[公住仕 R7]  (2) コンクリート  (ク) <u>単位水量の最大値は、200kg/m<sup>3</sup>とし、単位水量は、コンクリートの品質が得られる範囲内で、可能な限り小さな値とする。</u></p>	日本建築学会JASS4(2022年版)に整合	標準仕の改定に整合
16	4.7	地盤改良（深層混合処理工法）	<p>[公住仕 R4]  記載なし</p> <p>[公住仕 R7]  7節 地盤改良（深層混合処理工法）  4.7.1 一般事項  4.7.2 材料  4.7.3 工法  4.7.4 施工記録</p>	地盤改良（深層混合処理工法）を追加	標準仕の改定に整合

項目		主な改定内容		備考	
		内容	改定趣旨		
17	4.8	地盤改良 (浅層混合処理工法)	<p>[公住仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] 8節 地盤改良 (浅層混合処理工法) 4.8.1 一般事項 4.8.2 材料 4.8.3 工法 4.8.4 施工記録</p>	地盤改良 (浅層混合処理工法) を追加	標準仕の改定に整合
5章 ■鉄筋工事					
18	5.1.1	一般事項	<p>[公住仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] <u>(2) この章に記載なき事項は、「JASS5 鉄筋コンクリート工事」による。</u></p>	本章に記載なき事項はJASSによることを追記	公住仕独自基準の追加
19	5.4.4	圧接部の品質	<p>[公住仕 R4] (イ) 圧接部のふくらみの長さは、鉄筋径の1.1倍以上とし、その形状がなだらかであること。 (ウ) 圧接部のふくらみにおける圧接面のずれは、鉄筋径の1/4以下であること。</p> <p>[公住仕 R7] (イ) 圧接部のふくらみの長さは、鉄筋径 (径の異なる場合は細い方の鉄筋径) の1.1倍以上とし、その形状がなだらかであること。 (ウ) 圧接部のふくらみにおける圧接面のずれは、鉄筋径 (径の異なる場合は細い方の鉄筋径) の1/4以下であること。</p>	「径の異なる場合の計測方法」について追記	標準仕の改定に整合
20	5.4.9 (1)	圧接作業	<p>[公住仕 R4] (1) 鉄筋に圧接器を取り付けたときの鉄筋の圧接端面間の隙間は2mm以下とし、かつ、偏心及び曲がりのないものとする。</p> <p>[公住仕 R7] (1) 鉄筋に圧接器を取り付けて加圧し、突き合わせた状態で隙間、偏心及び曲がりのないものとする。</p>	施工実態を踏まえ、圧接後の品質が確保されている状態を規定し、管理値は規定しない	標準仕の改定に整合
21	5.4.10 (1)	圧接完了後の圧接部の試験	<p>[公住仕 R4] (b) 引張試験の方法等は、特記による。<u>特記がなければ、次による。</u> ① 1ロットは、1組の作業班が1日に行った圧接箇所とする。 (中略) ⑥ 不合格となったロットへの措置は、5.4.11(2)による。</p> <p>[公住仕 R7] (b) 引張試験の方法等は、特記による。</p>	超音波探傷試験のJIS化等により、超音波探傷試験を標準的に実施しているため、特記がない場合の標準仕様は削除	標準仕の改定に整合
22	5.5.3 (5)	工法	<p>[公住仕 R4] 機械式継手 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] 機械式継手 <u>(5) 鉄筋端部の所定の位置に挿入マークを施す。挿入マークの位置と大きさは、各機械式継手工法の定めによる。</u></p>	超音波探傷試験のJIS化等により、超音波探傷試験を標準的に実施しているため、特記がない場合の標準仕様は削除	標準仕の改定に整合

項目		主な改定内容		備考	
		内容	改定趣旨		
23	5.5.5 (7)	施工完了後の継手部の試験	<p>[公住仕 R4] 機械式継手 施工完了後の試験は、次により、適用は特記による。 (7) 外観試験は、次による。 (a) 試験対象は、全ての継手部とする。 (b) 試験項目及び試験方法は、特記による。</p> <p>[公住仕 R7] 機械式継手 施工完了後の試験は、次による。 (7) 外観試験は、次による。 (a) 試験対象は、全ての継手部とする。 (b) 試験項目及び合否判定は、特記による。特記がなければ、種類に応じて表5.5.1から表5.5.3までによる。</p> <p>(表 省略)</p>	<p>施工実態を踏まえ、外観試験は必ず実施することとする</p> <p>(7) (b) 試験項目及び合否判定は、認定又は認定を受けた機械式継手の工法に応じて規定</p>	標準仕の改定に整合
24	5.5.6	不合格となった場合の措置	<p>[公住仕 R4] 機械式継手 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] 機械式継手 (1) 外観試験の結果、不合格となった場合の措置は、特記による。特記がなければ、次の(7) から(9)までによる。 (7) ねじ筋鉄筋継手の場合 (後略)</p>	<p>施工完了後の継手部の試験について、不合格となった場合の措置を新たに規定</p>	標準仕の改定に整合
25	5.6.5	施工完了後の溶接部の試験	<p>[公住仕 R4] 溶接継手 施工完了後の試験は、次により、適用は特記による。 (7) 外観試験は、次による。 (a) 試験対象は、全ての継手部とする。 (b) 試験項目及び試験方法は、特記による。 (イ) 超音波探傷試験は、次による。 (a) 試験対象は、特記による。</p> <p>[公住仕 R7] 溶接継手 施工完了後の試験は、次による。 (7) 外観試験は、次による。 (a) 試験対象は、全ての継手部とする。 (b) 試験項目及び合否判定は、表5.6.1による。 (イ) 超音波探傷試験は、次による。 (a) 1ロットは、1組の作業班が1日に行った継手箇所とする。 (b) 試験の箇所数は、1ロットに対して30 か所とし、ロットから無作為に抜き取る。</p>	<p>施工実態を踏まえ、施工完了後の試験は必ず実施することとし、溶接継手の外観試験、超音波探傷試験について規定</p>	標準仕の改定に整合
26	5.6.6	不合格となった場合の溶接部への措置	<p>[公住仕 R4] 溶接継手 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] 溶接継手 (1) 外観試験で不合格となった溶接部の措置 (7) 不合格となった溶接部を補修又は再溶接した後、外観試験及び超音波探傷試験を行う。 (後略)</p>	<p>溶接継手の試験で不合格となった場合の措置を新たに規定</p>	標準仕の改定に整合

項目		主な改定内容		備考	
		内容	改定趣旨		
6章 ■コンクリート工事					
27	6.1.1	一般事項	<p>[公住仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] <u>(2) この章に記載なき事項は、「JASS5 鉄筋コンクリート工事」による。</u></p>	<p>本章に記載なき事項はJASSによることを追記</p>	公住仕独自基準の追加
28	6.3.2 (7)	コンクリートの調合	<p>[公住仕 R4] (7) 調合管理強度及び調合強度 <u>(c) 調合強度は、調合管理強度に、強度のばらつきを表す標準偏差に許容不良率に応じた正規偏差を乗じた値を加えたものとする。</u></p> <p>[公住仕 R7] (7) 調合管理強度</p>	<p>施工実績を踏まえ「調合管理強度」を残し、「調合強度」の規定を削除</p>	標準仕の改定に整合
29	6.3.2 (7)	コンクリートの調合	<p>[公住仕 R4] (7) 計画調合の決定 (b) 試し練りは、計画スランプ、計画空気量及び調合強度が得られることを確認する。 (d) 調合強度の確認は、材齢28日の圧縮強度による。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>[公住仕 R7] (7) 計画調合の決定 (b) 試し練りは、計画スランプ、計画空気量及び調合管理強度が得られることを確認する。 (d) 調合管理強度の確認は、材齢28日の圧縮強度による。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>試し練りの実施状況を踏まえ、「調合管理強度」とする</p>	標準仕の改定に整合
30	6.8.2 (2)	材料	<p>[公住仕 R4] (2) せき板の材料として合板を用いる場合は、(7)又は(イ)とし、厚さは、特記による。特記がなければ、厚さ12mmとする。ただし、MCR工法の場合のせき板の材料は(イ)とする。 なお、合板に用いる樹種は、広葉樹、針葉樹又はこれらを複合したものとする。 (7) 「<u>合板の日本農林規格</u>」第5条「<u>コンクリート型枠用合板の規格</u>」による表面加工品 (イ) 「<u>合板の日本農林規格</u>」第5条「<u>コンクリート型枠用合板の規格</u>」によるB-C</p> <p>[公住仕 R7] (2) せき板の材料として合板を用いる場合は、(7)又は(イ)とし、厚さは、特記による。特記がなければ、厚さは12mmとする。ただし、MCR工法の場合のせき板の材料は(イ)とする。 なお、合板に用いる樹種は、広葉樹、針葉樹又はこれらを複合したものとする。 (7) JAS 0233 (合板) による表面加工コンクリート型枠用合板 (イ) JAS 0233による(7)以外のコンクリート型枠用合板で<u>板面の品質B-C</u></p>	<p>日本農林規格(JAS)の改正に整合</p>	標準仕の改定に整合

項目		主な改定内容		備考	
		内容	改定趣旨		
31	6.8.2 (9)	材料	<p>[公住仕 R4] (9) 型枠に設けるスリーブ（配管用等）は、次による。 (イ) スリーブに用いる材料は表6.8.1により、材種、規格等は、特記による。特記がなければ、次の(a)から(d)までによる。 (a) 外壁の地中部分等水密を要する部分に用いるスリーブは、つば付き鋼管とする。 (b) 地中部分で水密を要しない部分に用いるスリーブは、硬質ポリ塩化ビニル管とする。</p> <p>[公住仕 R7] (9) 型枠に設けるスリーブ（配管用等）は、次による。 (イ) スリーブに用いる材料は表6.8.1により、材種、規格等は、特記による。特記がなければ、次の(a)から(d)までによる。 (a) 地中部分で水密を要する部分に用いるスリーブは、つば付き鋼管とする。 (b) 地中部分で水密を要しない部分に用いるスリーブは、硬質ポリ塩化ビニル管とする。</p>	(b)の記載に合わせ、「地中部分」に改定	公住仕独自基準の改定
32	6.8.4	型枠の存置期間及び取外し	<p>[公住仕 R4] (2) <u>型枠の存置期間は、次による。</u></p> <p>[公住仕 R7] (2) <u>型枠及び支柱の存置期間は、特記による。特記がなければ、次による。</u></p>	支柱も該当するため、型枠及び支柱に改定	公住仕独自基準の改定
33	6.9.2 表6.9.1	フレッシュコンクリートの試験	<p>[公住仕 R4] 表6.9.1中の塩化物量 (財)国土開発技術研究センターの技術評価を受けた塩化物量測定器により、試験値は同一試料における3回の測定の平均値とする。</p> <p>[公住仕 R7] 次のいずれかの方法による。(注) (1) <u>JIS A 1144（フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法）による。</u> (2) <u>「フレッシュコンクリートの塩化物量測定器の技術評価方法」（後略）</u> (3) (財)国土開発技術研究センターの技術評価を受けた塩化物量測定器により、試験値は同一試料における3回の測定平均値とする。</p>	<p>塩化物量の試験方法の規定を追加</p> <p>JIS A 1144による塩化物量試験に加え、令和6年8月に国土技術政策総合研究所・建築研究所・土木研究所から公表された技術評価方法に基づいて技術評価を受けた塩化物測定器による試験方法を追記</p>	標準仕の改定に整合
34	6.12.2	材料及び調合	<p>[公住仕 R4] 暑中コンクリート (3) <u>構造体強度補正值 (S) は、特記による。特記がなければ、6N/mm<sup>2</sup>とする。</u></p> <p>[公住仕 R7] 暑中コンクリート (3) <u>スランプは、特記による。特記がなければ、21cmとする。</u> (4) <u>構造体強度補正值 (S) は、特記による。特記がなければ、表6.12.1による。</u>  (表6.12.1 省略)</p>	日本建築学会 JASS5(2022年版)の規定を踏まえ、スランプ及び構造体強度補正值(S)を規定	標準仕の改定に整合

項目		主な改定内容		備考	
		内容	改定趣旨		
35	6.16	高流動コンクリート	<p>[公住仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] 16 節 高流動コンクリート 6.16.1 一般事項 6.16.2 材料及び調合 6.16.3 レディーミクストコンクリート工場の選定、製造、 運搬、打込み及び締固め等 6.16.4 試験</p>	高流動コンクリートを追加	標準仕の改定に整合
7章 ■鉄骨工事					
36	7.1.1	一般事項	<p>[公住仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] <u>(2) この章に記載なき事項は、「JASS6 鉄骨工事」による。</u></p>	本章に記載なき事項はJASSによることを追記	公住仕独自基準の追加
37	7.2.3 表7.2.3	普通ボルト	<p>[公住仕 R4] ボルト ・ JIS B 1180 (六角ボルト) 附属書JA (規定) ナット ・ JIS B 1181 (六角ナット) 附属書JA (規定)</p> <p>[公住仕 R7] 表7.2.3に追加 ボルト ・ JIS B 1180(六角ボルト) ・ JIS B 1180 (六角ボルト) 附属書JA (規定) ナット ・ JIS B 1181(六角ナット) ・ JIS B 1181 (六角ナット) 附属書JA (規定)</p>	JIS B 1180及びJIS B 1181の附属書(規定)の廃止が予定されており、現行の附属書品のみを指定している記載から、JIS規格による規定品も使用できる規定とした	標準仕の改定に整合
38	7.3.3	製作精度	<p>[公住仕 R4] 鉄骨の製作精度は、(一社)日本建築学会「建築工事標準仕様書6鉄骨工事」(以下「JASS 6」という。)付則6 鉄骨精度検査基準]による。</p> <p>[公住仕 R7] 鉄骨の製作精度は、(一社)日本建築学会「建築工事標準仕様書6 鉄骨工事」(以下「JASS 6」という。)付則6 [鉄骨精度検査基準]による。<u>ただし、アンダーカット及び突合せ継手の食違い(通しダイアフラムと梁フランジの溶接部)については、「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」(平成12年5月31日 建設省告示第1464号)第二号イによる。</u></p>	告示と整合	標準仕の改定に整合
39	7.5.2 (1)(オ)	接合	<p>[公住仕 R4] (オ)母屋、胴縁類の取付け用ボルトは、<u>全ねじボルトとする。</u></p> <p>[公住仕 R7] (オ)母屋、胴縁類は、<u>適切なボルトで取り付ける。</u></p>	施工実績を踏まえ、特定のボルトの表記は取りやめ	標準仕の改定に整合

項目		主な改定内容		備考	
		内容	改定趣旨		
40	7.3.8 (2)	ボルト孔	<p>[公住仕 R4] (2) 孔あけは、ドリル孔あけとする。ただし、普通ボルト、アンカーボルト又は鉄筋の貫通孔で板厚が13mm以下の場合、せん断孔あけとすることができる。</p> <p>[公住仕 R7] (2) 孔あけは、ドリル孔あけとする。<u>レーザー孔あけとする場合は、監督職員と協議する。</u>ただし、普通ボルト、アンカーボルト又は鉄筋の貫通孔で板厚が13mm 以下の場合、せん断孔あけとすることができる。</p>	<p>レーザー孔あけとする場合は、十分留意して採用する必要があるため、監督との協議事項とする</p>	標準仕の改定に整合
41	7.7.5 (2)	気温等による措置	<p>[公住仕 R4] (2) 降雨、降雪等で母材がぬれている場合又は溶接に影響を及ぼすような風が吹いている場合は、溶接を行わない。ただし、適切な措置を講じ支障のない場合は、この限りでない。</p> <p>[公住仕 R7] (2) 降雨、降雪等で母材がぬれている場合は、溶接を行わない。ただし、適切な措置を講じ支障のない場合は、この限りでない。</p>	<p>施工実績を踏まえ、不要な配慮事項を削除</p>	標準仕の改定に整合
42	7.10.3 (2)	アンカーボルトの設置等	<p>[公住仕 R4] (2) 構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状並びに寸法は、特記による。</p> <p>[公住仕 R7] (2) 構造用アンカーボルトは、次による。 <u>(7) アンカーボルトの形状及び寸法は、特記による。</u> <u>(4) アンカーボルトの保持及び埋込みは、特記による。</u> <u>特記がなければ、適切な鋼製アンカーフレーム等を設置して固定する方法とする。</u></p>	<p>日本建築学会JASS6(2018年版)と整合させ、アンカーフレームの取扱いについて適正化</p>	標準仕の改定に整合
8章 ■コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事					
43	8.4.2 (2)(ウ)	材料	<p>[公住仕 R4] ALCパネル (ウ) (イ) 以外の間仕切チャンネル、間仕切L形金物等の下地鋼材は、<u>パネル製造所の仕様による。</u></p> <p>[公住仕 R7] ALCパネル 記載なし</p>	<p>施工実績を踏まえ、E種が削除されたため、(ウ)を削除</p>	標準仕の改定に整合
44	8.4.4 (1) 表8.4.3	間仕切りパネル構法	<p>[公住仕 R4] ALCパネル (1)の表8.4.3 構法の種別 C種 D種 E種</p> <p>[公住仕 R7] ALCパネル (1)の表8.4.3 構法の種別 C種 D種</p>	<p>施工実績を踏まえ、E種を削除</p>	標準仕の改定に整合

項目		主な改定内容		備考	
		内容	改定趣旨		
45	8.4.4 (4)	間仕切り パネル構 法	<p>[公住仕 R4] ALCパネル (4) 構法がE種の場合、間仕切チャンネル及び間仕切L型金物の取付けは、あと施工アンカー、溶接等とする。 なお、あと施工アンカーの工法等は、14.1.3「工法」(1)による。</p> <p>[公住仕 R7] ALCパネル 記載なし</p>	<p>施工実績を踏まえ、E種を削除したため、(4)を削除</p>	標準仕の改定に整合
46	8.5.3 (9)	外壁パネ ル工法	<p>[公住仕 R4] 押出成形セメント板（ECP） (9) パネル相互の目地幅は、特記による。 なお、長辺の目地幅は10mm以上、短辺の目地幅は15mm以上とする。</p> <p>[公住仕 R7] 押出成形セメント板（ECP） (9) パネル相互の目地幅は、特記による。 なお、パネル幅900mm以下の場合は長辺は10mm以上、短辺は15mm以上とし、パネル幅900mmを超える場合は長辺、短辺ともに15mm以上とする。ただし、耐火構造の目地幅は、建築基準法に基づき国土交通大臣の認定を受けたものとする。</p>	JIS A 5441の改正に整合	標準仕の改定に整合
9章 ■防水工事					
47	9.3.4 (4)(7)	施工	<p>[公住仕 R4] 改質アスファルトシート防水 (4) 増張りは、次による。 (7) 出隅及び入隅は、改質アスファルトシート張付けに先立ち、幅200mm程度の増張り用シートを張り付ける。</p> <p>[公住仕 R7] 改質アスファルトシート防水 (4) 増張りは、次による。 (7) 出隅及び入隅は、改質アスファルトシート張付けに先立ち、幅200mm程度の増張り用シートを張り付ける。ただし、パラペット天端の出隅は除く。</p>	天端の出隅は増張りしないため、規定を明確化	標準仕の改定に整合
48	9.3.4 (4)(イ)	施工	<p>[公住仕 R4] 改質アスファルトシート防水 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] 改質アスファルトシート防水 (イ) 屋根露出断熱工法の場合、(7)及び(ウ)については、断熱材を張り付けた後に、増張りする。</p>	屋根露出断熱材工法の増張りについて明確化	標準仕の改定に整合
49	9.3.4 (5)(ウ) (a)③	施工	<p>[公住仕 R4] 改質アスファルトシート防水 (ウ) 立上り部の張付けは、次による。 (a) トーチ工法の場合は、次による。</p> <p>[公住仕 R7] 改質アスファルトシート防水 (ウ) 立上り部の張付けは、次による。 (a) トーチ工法の場合は、次による。 ③ 押え金物は、ステンレスビスを用いて、間隔450mm以下に留め付ける。</p>	押え金物の規定の明確化	標準仕の改定に整合

項目			主な改定内容		備考
			内容	改定趣旨	
50	9.9.2 表9.9.1	材料	<p>[公住仕 R4] シーリング 表9.9.1のコンクリートとECP（仕上げあり）及びECPとECP（仕上げあり）のシーリング材の種別 <u>PU-2 ポリウレタン系</u></p> <p>[公住仕 R7] シーリング 表9.9.1のコンクリートとECP（仕上げあり）及びECPとECP（仕上げあり）のシーリング材の種別 <u>MS-2 変成シリコーン系</u></p>	施工実態を踏まえ、変成シリコーン系（ノンブリードタイプ）に修正	標準仕の改定に整合
51	9.9.2 表9.9.1 注釈	材料	<p>[公住仕 R4] シーリング 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] シーリング <u>5. 可塑剤などの配合成分がシーリング材表面に発生しないノンブリードタイプとする。</u></p>	変成シリコーン系（ノンブリードタイプ）を追加したので補足説明を追加	標準仕の改定に整合
10章 ■石工事					
52	10.2.2 (1)	取付け金物	<p>[公住仕 R4] (1) 外壁湿式工法及び内壁空積工法用金物 (4) 受金物の材質、形状及び寸法は、特記による。 <u>特記がなければ、材質はステンレス(SUS304)製、寸法はL-75×75×6(mm)で、長さ100mm又は150mm程度とする。</u></p> <p>[公住仕 R7] (1) 外壁湿式工法及び内壁空積工法用金物 (4) 受金物の材質、形状及び寸法は、特記による。</p>	個別の強度計算が必要であるため、「特記がなければ～」の規定は削除	標準仕の改定に整合
53	10.3.3 (5)(7) (a)	施工	<p>[公住仕 R4] 外壁湿式工法 (5) 目地は、次による。 (7) 一般目地は、次による。 (a) 目地幅は、<u>特記による。特記がなければ、6mm以上とする。</u></p> <p>[公住仕 R7] 外壁湿式工法 (5) 目地は、次による。 (7) 一般目地は、次による。 (a) 目地幅は、<u>6～10mmとし、特記による。</u></p>	個別に確認が必要であるため、「特記がなければ～」の規定を削除し、表現を適正化	標準仕の改定に整合
54	10.5.3 (6)(7)	施工	<p>[公住仕 R4] 外壁乾式工法 (6) 目地は、次による。 (7) 目地幅は、<u>特記による。特記がなければ、8mm以上とする。</u></p> <p>[公住仕 R7] 外壁乾式工法 (6) 目地は、次による。 (7) 目地幅は、<u>8mm以上とし、特記による。</u></p>	個別に確認が必要であるため、「特記がなければ～」の規定を削除し、表現を適正化	標準仕の改定に整合

項目		主な改定内容		備考
		内容	改定趣旨	
11章 ■タイル工事				
55	11.3.3 (2)(イ)	張付け用 材料	<p>[公住仕 R4] 有機系接着剤によるタイル張り (2) 屋外に使用する有機系接着剤は、(後略) (イ) 耐汚染性は、<u>3か月の暴露試験において、タイルに接着剤による汚染がないこと。</u></p> <p>[公住仕 R7] 有機系接着剤によるタイル張り (2) 屋外に使用する有機系接着剤は、(後略) (イ) 耐汚染性は、<u>製造所において定める試験方法により汚染がないこと。</u></p>	<p>施工実態による</p> <p>標準仕の改定に整合</p>
56	11.3.6	養生及び 清掃	<p>[公住仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] (1) <u>施工中及び接着剤が十分硬化しないうちは、タイル張り面に振動、衝撃等を与えない。</u></p>	<p>2節[11.2.7]に平仄を整合</p> <p>標準仕の改定に整合</p>
12章 ■木工事				
57	12.1.4	表面仕上げ	<p>[公住仕 R4] <u>見え掛り面の表面仕上げ程度は、プレーナー加工のうえ、超自動機械かんな、サンダー等により、使用箇所、樹種、仕上げ等に適したものとす。</u></p> <p>[公住仕 R7] <u>見え掛り面の表面は、プレーナー加工仕上げ程度とする。ただし、超自動機械かんな、サンダー等による場合は、特記による。</u></p>	<p>仕上の程度を指定する場合は特記事項とする</p> <p>標準仕の改定に整合</p>
58	12.1.6 (1)	養生	<p>[公住仕 R4] (1) 造作材及び仕上材は、ハترون紙、ビニル加工紙等で包装するなど、適切な方法で養生を行う。<u>和室の場合は、主要な箇所にハترون紙等の張付けを行う。</u></p> <p>[公住仕 R7] (1) 造作材及び仕上材は、ハترون紙、ビニル加工紙で包装するなど、<u>汚損等を生じないよう適切な方法で養生を行う。</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>標準仕の改定に整合</p>
59	12.2.1 (3)	材料	<p>[公住仕 R4] (7) <u>「集成材の日本農林規格」による造作用集成材は、次による。</u></p> <p>[公住仕 R7] (7) <u>JAS 1152(集成材)に基づく造作用集成材等は、次による。</u></p>	<p>日本農林規格(JAS)の改正に伴い整合</p> <p>標準仕の改定に整合</p>
60	12.2.1 (6) (7)~ (イ)	材料	<p>[公住仕 R4] (6) 合板等は次により、適用は特記による。 <u>「合板の日本農林規格」</u></p> <p>[公住仕 R7] (6) 合板等は次により、適用は特記による。 <u>JAS 0233(合板)に規定する</u></p>	<p>日本農林規格(JAS)の改正に伴い整合</p> <p>標準仕の改定に整合</p>

項目			主な改定内容		備考
			内容	改定趣旨	
61	12.2.1 (6) (オ)	材料	<p>[公住仕 R4] (オ) パーティクルボードはJIS A 5908 (パーティクルボード) に基づき、(中略) <u>耐水性による区分はMR1 (M) 又はMR2 (P) タイプとする。</u></p> <p>[公住仕 R7] (オ) パーティクルボードはJIS A 5908 (パーティクルボード) に基づき、(中略) <u>耐水性による区分は耐水性1 (Mタイプ) 又は耐水性2 (Pタイプ) とする。</u></p>	JIS A 6908の改正により表記を整合	標準仕の改定に整合
62	12.2.2 (1)	接合具等	<p>[公住仕 R4] (1) 釘等 (7) (前略) 木ねじは、<u>1112 (十字穴付き木ねじ) 又はJIS B 1135 (すりわり付き木ねじ) に基づき、ステンレス製とする。</u></p> <p>[公住仕 R7] (1) 釘等 (7) (前略) 木ねじは、<u>JIS B 1112 (十字穴付き木ねじ) 又はJIS B 1135 (すりわり付き木ねじ) に基づき、表面処理された鉄製又はステンレス製とする。</u></p>	施工実態により追加	標準仕の改定に整合
63	12.3.1	防腐・防蟻処理	<p>[公住仕 R4] 木材への防腐・防蟻処理は次により、適用部材及び処理の種類は特記による。 <u>なお、JAS 1083 (製材) に基づく心材の耐久性区分D1の樹種の心材のみを用いた製材は、次の(7)及び(イ)による薬剤による処理を省略できる。</u></p> <p>[公住仕 R7] 木材の防腐・防蟻処理は次により、適用部材及び処理の種類は特記による。</p>	「木造標仕」と平仄を整合	標準仕の改定に整合
64	12.3.2	防虫処理	<p>[公住仕 R4] 防虫処理の適用は、特記による。 なお、<u>ラワン材等</u>を使用する場合は、JAS1083-6 (製材-第6部：広葉樹製材) に基づく保存処理の性能区分K1の防虫処理を行う。</p> <p>[公住仕 R7] 防虫処理の適用は、特記による。 なお、<u>ラワン材及びびなら</u>を使用する場合は、JAS 1083-6 (製材-第6部：広葉樹製材) に基づく保存処理の性能区分K1の防虫処理を行う。</p>	「木造標仕」と平仄を整合	標準仕の改定に整合
65	12.3.3	不燃処理 木材等	<p>[公住仕 R4] 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] <u>不燃材料、準不燃材料又は難燃材料を使用する場合は、特記による。</u></p>	「木造標仕」と規定を整合	標準仕の改定に整合

項目		主な改定内容			備考
		内容		改定趣旨	
13章 ■屋根及びとい工事					
66	13.4.2 (1)(7)	材料	<p>[公住仕 R4] (1) 粘土瓦は、JIS A 5208(粘土がわら)に基づき、次による。 (7) <u>種類、大きさ、産地等は、特記による。</u></p> <p>[公住仕 R7] (1) 粘土瓦はJIS A 5208(粘土がわら)に基づき、次による。 (7) <u>製法による区分、形状による区分、寸法による区分、産地等は、特記による。</u></p>	JIS A 5208の表記及び「木造標仕」に整合	標準仕の改定に整合
67	13.4.2 (2)(4)	材料	<p>[公住仕 R4] (2) 瓦棧木、棧木取付け用部材等 (4) <u>棧木取付け用部材は、下地に適したものを使用する。</u></p> <p>[公住仕 R7] (2) 瓦棧木及び瓦棧木取付け用釘 (4) <u>瓦棧木取付けに使用する釘は、JIS A 5508(くぎ)に基づき、材質はステンレス製とし長さ45mm以上のものとする。</u></p>	「木造標仕」と平仄を整合	標準仕の改定に整合
68	13.4.2 (6)(4)	材料	<p>[公住仕 R4] (6) 葺土は、次による。 (4) <u>山砂又は真砂土と消石灰をふのりの煮汁と適量の水で練ったものを使用する場合は、既調合のものを使用し、その調合は製造所の仕様による。</u></p> <p>[公住仕 R7] (6) 葺土は、次による。 (4) <u>練り土とする場合は、良質の粘土にすさを混ぜた既調合の練り土とし、その調合は製造所の仕様による。</u></p>	施工実績による	標準仕の改定に整合
14章 ■金属工事					
69	14.4.4 (6)	工法	<p>[公住仕 R4] 軽量鉄骨天井下地 (6) 野縁は、野縁受から150mm以上はね出してはならない。</p> <p>[公住仕 R7] 軽量鉄骨天井下地 (6) 野縁は、野縁受けから150mm以上はね出してはならない。 <u>また、野縁受けは、ハンガから300mm以上はね出してはならない。</u></p>	施工実態による	標準仕の改定に整合
70	14.5.2 (3)	材料	<p>[公住仕 R4] (3) 組立及び取付け用打込みピン、小ねじ、ボルト等は、<u>亜鉛めっき処理されたものとする。</u></p> <p>[公住仕 R7] (3) 組立及び取付け用打込みピン、小ねじ、ボルト等は、<u>防錆処理されたものとする。</u></p>	施工実態による	標準仕の改定に整合

項目		主な改定内容			備考
		内容	改定趣旨		
15章 ■左官工事					
71	15.2.5 (2)(イ)	せっこう ボードそ の他の ボード下 地	<p>[公住仕 R4] (2) 材料 (イ) 木質系セメント板はJIS A 5404(木質系セメント板)に 基づき、種類及び厚さは特記による。 <u>ただし、木毛セメント板は、厚さ15mm以上のものとする。</u></p> <p>[公住仕 R7] (2) 材料 (イ) 木質系セメント板はJIS A 5404(木質系セメント板)に 基づき、種類及び厚さは特記による。</p>	JIS A 5404は、厚 さ15mm以上である ため「ただし～」 以降は削除	標準仕の 改定に整 合
72	15.3.2 (3)(ウ)	材料	<p>[公住仕 R4] モルタル塗り 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] モルタル塗り (ウ) <u>混和剤は、JIS A 6203(セメント混和用ポリマーディス パーション及び再乳化形粉末樹脂)に基づくセメント混和 用ポリマーディスパーションとする。</u></p>	混和剤の規定を明 確化	標準仕の 改定に整 合
73	15.3.5 (1)(イ) (c)	工法	<p>[公住仕 R4] (イ) むら直しは、次による。 (c) (前略) <u>ただし、気象条件等によりモルタルの接着が確保できる 場合には、放置期間を短縮することができる。</u></p> <p>[公住仕 R7] (イ) むら直しは、次による。 (c) (略)</p>	期間短縮により、 「ただし～」以降 を削除	標準仕の 改定に整 合
74	15.5.5 (5)(イ)	工法	<p>[公住仕 R4] (5) 養生は、次による。 (イ) (前略) <u>ただし、気象条件等により、これらの期間を増減するこ とができる。</u></p> <p>[公住仕 R7] (5) 養生は、次による。 (イ) (略)</p>	施工実態により、 「ただし～」以降 を削除	標準仕の 改定に整 合
75	15.6.1 (2)	材料	<p>[公住仕 R4] (2) 下地調整塗材は、JIS A 6916(建築用下地調整塗材)によ る。</p> <p>[公住仕 R7] (2) 下地調整塗材は、JIS A 6916(建築用下地調整塗材)によ る。 <u>なお、下地が押出成形セメント板の場合は、日本建築学 会材料規格JASS 18 M-201「反応形合成樹脂シーラーおよび 弱溶剤系反応形合成樹脂シーラー」による。</u></p>	押出成形セメント 板面の下地調整材 について明確化	標準仕の 改定に整 合

項目		主な改定内容		備考	
		内容	改定趣旨		
76	15.7.2	材料及び 工法	<p>[公住仕 R4] マスチックの種類 マスチックA <u>マスチックC</u></p> <p>[公住仕 R7] マスチックの種類 マスチックA</p>	<p>マスチックC用 シーラー及びマス チック塗材Cの製 造が中止されたた め、B種を削除 し、表を整理</p>	標準仕の 改定に整 合
16章 ■ 建具工事					
77	16.4.5 (1)(イ)	工法	<p>[公住仕 R4] 鋼製建具 (1) 加工及び組立は、次による。 (イ) 組立後、溶接部、隅、角等を平滑に仕上げる。</p> <p>[公住仕 R7] 鋼製建具 (1) 加工及び組立は、次による。 (イ) 組立後、溶接部、隅、角等を平滑に仕上げる<u>とともに、屋内に雨水浸入のおそれのある接合部には、その箇所に適したシーリング材又は止水材を用いて止水処理を行う。</u></p>	<p>施工実態により、 規定を明確化</p>	標準仕の 改定に整 合
78	16.5.3 (6)	材料	<p>[公住仕 R4] 軽量鋼製建具 (6) 戸の心材は、ペーパーコア、水酸化アルミ無機シートコア又は発泡材とする。</p> <p>[公住仕 R7] 軽量鋼製建具 (6) 戸の心材は、ペーパーコア、水酸化アルミ無機シートコア又は発泡材とする。 <u>なお、防音性能を求める場合、充填材はグラスウール又はロックウールとし、適用は特記による。</u></p>	<p>施工実態により、 防音性能の規定を 追加</p>	標準仕の 改定に整 合
79	16.6.2	性能等	<p>[公住仕 R4] ステンレス製建具 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] ステンレス製建具 (2) ステンレス製建具の性能値 <u>(7) 簡易気密型ドアセットの気密性、水密性の等級は表16.4.1により、適用は特記による。</u> <u>なお、外部に面するステンレス製鋼製建具の耐風圧性は表16.2.1により、等級は特記による。</u> (イ) <u>耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級は、特記による。</u> (ウ) (7) 及び(イ) 以外は、16.2.2(2)の(イ)及び(ウ)による。</p>	<p>具体的な性能値を明 確化</p>	標準仕の 改定に整 合
80	16.9.2 (1)	性能・機 構	<p>[公住仕 R4] 自動ドア開閉装置 (1) 自動ドア開閉装置の安全性全般については、JIS A 4722（歩行者用自動ドアセット－安全性）による。<u>ただし、車椅子使用者用便房出入口に設置するものを除く。</u></p> <p>[公住仕 R7] 自動ドア開閉装置 (1) 自動ドア開閉装置の安全性全般については、JIS A 4722（歩行者用自動ドアセット－安全性）による。</p>	<p>JIS A 4722(2022 年9月改定)によ り、「車椅子使用 者便房出入口」が 規定されたため、 「ただし～」以降 を削除</p>	標準仕の 改定に整 合

項目			主な改定内容		備考
			内容	改定趣旨	
81	16.12.2 (3)	形式及び 機構	<p>[公住仕 R4] 軽量シャッター (3) 安全装置は、電動式の場合、16.11.2(4)(イ)による。</p> <p>[公住仕 R7] 軽量シャッター (3) 安全装置 (7) <u>電動式シャッターに不測の落下に備えた急降下停止装置を設置する場合は、特記による。</u> (4) <u>電動式シャッターは、16.11.2(4)(イ)による。</u></p>	電動シャッターの場合の急降下停止装置を設置する場合について、規定を明確化	標準仕の改定に整合
17章 ■カーテンウォール工事					
82	17.3.4 (4)(7)	製作	<p>[公住仕 R4] PCカーテンウォール (4) コンクリートの養生及び脱型 (7) 所定の脱型強度が得られるよう、<u>急激な乾燥を避けて、適切な養生を行う。</u></p> <p>[公住仕 R7] PCカーテンウォール (4) コンクリートの養生及び脱型 (7) 所定の脱型強度が得られるよう、<u>必要に応じて加熱養生、湿潤養生等の適切な養生を行う。</u></p>	施工実態による	標準仕の改定に整合
18章 ■塗装工事					
83	18.1.3 (3)	材料	<p>[公住仕 R4] (3) 上塗り用の塗料は、上塗塗料の製造所において、<u>指定された色及びつやに調色する。</u>ただし、少量の場合は、同一の上塗塗料の製造所の塗料を用いて現場調色とすることができる。</p> <p>[公住仕 R7] (3) 上塗り用の塗料は、<u>指定された色、つや等</u>を上塗塗料の製造所において調合し、<u>有効期間を経過したものは使用しない。</u>ただし、少量の場合は、同一の上塗塗料の製造所の塗料を用いて現場調色とすることができる。</p>	15.6.2(1)(ウ)と平仄を統一	標準仕の改定に整合
84	18.3.1	一般事項	<p>[公住仕 R4] 錆止め塗料塗り この節は、<u>4節「合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)」</u>、<u>7節「耐候性塗料塗り(DP)」</u>及び<u>8節「つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)」</u>における鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料塗りに適用する。</p> <p>[公住仕 R7] 錆止め塗料塗り この節は、鉄鋼面及び亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料塗りに適用する。</p>	<p>錆止め塗装のままの規定を追記</p> <p>表現の適正化</p>	標準仕の改定に整合

項目			主な改定内容		備考
			内容	改定趣旨	
85	18.8.1	一般事項	<p>[公住仕 R4] つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(E P-G)</p> <p>この節は、コンクリート面、モルタル面、せっこうプラスタ一面、せっこうボード面、その他ボード面等並びに屋内の木部、鉄鋼面及び垂鉛めっき鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りに適用する。</p> <p>[公住仕 R7] つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(E P-G)</p> <p>この節は、コンクリート面、<u>押出成形セメント板面</u>、モルタル面、せっこうプラスタ一面、せっこうボード面、その他ボード面等並びに屋内の木部、鉄鋼面及び垂鉛めっき鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りに適用する。</p>	押出成形セメント板面の塗装も含む規定であることを明確化	標準仕の改定に整合
86	18.9.1	一般事項	<p>[公住仕 R4] 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(E P)</p> <p>この節は、コンクリート面、モルタル面、プラスタ一面、せっこうボード面、その他ボード面等の合成樹脂エマルジョンペイント塗りに適用する。</p> <p>[公住仕 R7] 合成樹脂エマルジョンペイント塗り(E P)</p> <p>この節は、コンクリート面、<u>押出成形セメント板面</u>、モルタル面、せっこうプラスタ一面、せっこうボード面、その他ボード面等の合成樹脂エマルジョンペイント塗りに適用する。</p>	押出成形セメント板面の塗装も含む規定であることを明確化	標準仕の改定に整合
87	18.11.1	一般事項	<p>[公住仕 R4] ステイン塗り</p> <p>この節は、木部のステイン塗りに適用する。</p> <p>[公住仕 R7] <u>ピグメントステイン塗り</u></p> <p>この節は、<u>屋内の木部のピグメントステイン塗りに適用する。</u></p>	<p>オイルステインの削除に伴う規定の明確化</p> <p>日本建築学会JASS 18(2013年版)に整合</p>	標準仕の改定に整合
19章 ■内装工事					
88	19.7.2 (2)(7)	材料	<p>[公住仕 R4]</p> <p>(2) 合板</p> <p>(7) 「<u>合板の日本農林規格</u>」</p> <p>[公住仕 R7]</p> <p>(2) 合板</p> <p>(7) <u>JAS 0233 (合板)</u></p>	日本農林規格(JAS)の改正に伴い整合	標準仕の改定に整合
89	19.7.2 (2)(ウ)	材料	<p>[公住仕 R4]</p> <p>記載なし</p> <p>[公住仕 R7]</p> <p>(2) 合板</p> <p>(ウ) <u>防虫処理を行う場合は、特記による。</u>  <u>なお、ラワン材及びびならを使用する場合は、JAS 1083-6(製材-第6部: 広葉樹製材)に基づく保存処理の性能区分K1の防虫処理を行う。</u></p>	12章の規定を記載	標準仕の改定に整合

項目			主な改定内容		備考
			内容	改定趣旨	
90	19.8.2 現行(4)	材料	<p>[公住仕 R4] 壁紙張り (4) <u>湿気が多い場所、外壁内面のせっこうボード直張り下地等の場合は、防かび剤入り接着剤を使用する。</u></p> <p>[公住仕 R7] 壁紙張り 記載なし</p>	施工実態により削除	標準仕の改定に整合
91	19.8.2 現行(5) (4)	材料	<p>[公住仕 R4] 壁紙張り (5) <u>下地に使われる釘、小ねじ等の金物類は、黄銅製、ステンレス製等を除き、錆止め処理をする。</u></p> <p>[公住仕 R7] 壁紙張り (4) <u>下地に使われる釘、小ねじ等の金物類は、黄銅製、ステンレス製又は防錆処理を行ったものとする。</u></p>	表現の適正化	標準仕の改定に整合
92	19.8.3 (1)	施工	<p>[公住仕 R4] 壁紙張り (1) <u>モルタル面及びせっこうプラスター面の吸込止めの塗布等の素地ごしらは表18.2.4「モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらは」により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。</u></p> <p>[公住仕 R7] 壁紙張り (1) <u>モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらは表19.8.1により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。</u></p> <p style="text-align: center;">表19.8.1 省略</p>	施工実態による。 表18.2.4で規定されているJISの材料は、壁紙の施工では使用していないため、壁紙用の素地ごしらを規定	標準仕の改定に整合
93	19.8.3 (2)	施工	<p>[公住仕 R4] 壁紙張り (2) <u>コンクリート面の吸込止めの塗布等の素地ごしらは表18.2.5「コンクリート面及びALCパネル面の素地ごしらは」により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。</u></p> <p>[公住仕 R7] 壁紙張り (2) <u>コンクリート面の素地ごしらは表19.8.2により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。</u></p> <p style="text-align: center;">表19.8.2 省略</p>	施工実態による。 表18.2.5で規定されているJISの材料は、壁紙の施工では使用していないため、壁紙用の素地ごしらを規定	標準仕の改定に整合
94	19.8.3 (3)	施工	<p>[公住仕 R4] 壁紙張り (3) <u>せっこうボード面の素地ごしら及びけい酸カルシウム板面の吸込止めの塗布等の素地ごしらは、表18.2.7「せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらは」により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。</u></p> <p>[公住仕 R7] 壁紙張り (3) <u>せっこうボード面の素地ごしら及びけい酸カルシウム板面の素地ごしらは、表19.8.3により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。</u></p> <p style="text-align: center;">表19.8.3 省略</p>	施工実態による。 表18.2.7で規定されているJISの材料は、壁紙の施工では使用していないため、壁紙用の素地ごしらを規定	標準仕の改定に整合

項目		主な改定内容		備考									
		内容	改定趣旨										
95	19.9.5 (1)(a) ①	断熱材あと張り工法(S1工法等)	<p>[公住仕 R4] (a) 発泡プラスチック断熱材裏打ち合板 (S1工法用) ① 発泡プラスチック断熱材裏打ち合板は、「<u>合板の日本農林規格</u>」第4条「<u>普通合板の規格</u>」による2類1等又は1類B-C以上の合板に、発泡プラスチック断熱材を工場において接着剤又は自己接着により裏打ちしたものとす。</p> <p>[公住仕 R7] (a) 発泡プラスチック断熱材裏打ち合板 (S1工法用) ① 発泡プラスチック断熱材裏打ち合板は、<u>JAS 0233</u> (合板)に規定する「<u>普通合板</u>」とし、<u>接着の程度及び板面の品質は、広葉樹の場合は2類1等以上、針葉樹の場合は1類B-C以上の合板で、発泡プラスチック断熱材を工場において接着剤又は自己接着により裏打ちしたものとす。</u></p>	日本農林規格 (JAS) の改正に伴い整合	公住仕独自基準の改定								
96	19.10.1	発泡プラスチック系床下地張り工法材料	<p>[公住仕 R4] (1) 発泡プラスチック系床下地材の適用区分は、<u>表19.10.1によるものとし、要求される遮音性能等に応じたものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">表 19.10.1 発泡プラスチック系床下地材の適用区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">部位</th> <th style="width: 50%;">発泡プラスチック系床下地材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準階における床下地 (洗面所・脱衣室、和室、物入、押入等を除く。)</td> <td>発泡 (基準階タイプ)</td> </tr> <tr> <td>1階 (最下階) の床下地 (洗面所・脱衣室、和室、物入、押入等を除く。)</td> <td>発泡 (1階タイプ)</td> </tr> <tr> <td>和室の床下地</td> <td>発泡 (和室タイプ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 発泡プラスチック系床下地材は、<u>JIS A 9521 (建築用断熱材) とし、材質は次による。ただし、ホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。</u> (ア) <u>発泡 (1階タイプ) 及び発泡 (基準階タイプ) は、製造所の仕様による。</u> (イ) <u>発泡 (和室タイプ) は、製造所の仕様によるものとする。</u></p> <p>[公住仕 R7] (1) <u>発泡プラスチック系床下地材の適用部位は、特記による。</u></p> <p style="text-align: center;">表 19.10.1 削除</p> <p>(2) <u>発泡プラスチック系床下地材は、JIS A 9521 (発泡プラスチック保温材) のビーズ法ポリスチレンフォーム保温材とし、材質等は製造所の仕様による。</u></p>	部位	発泡プラスチック系床下地材	基準階における床下地 (洗面所・脱衣室、和室、物入、押入等を除く。)	発泡 (基準階タイプ)	1階 (最下階) の床下地 (洗面所・脱衣室、和室、物入、押入等を除く。)	発泡 (1階タイプ)	和室の床下地	発泡 (和室タイプ)	<p>発泡プラスチック系床下地張り工法の材料を継続するが一部改定</p> <p>(1) 要求する遮音性能等が何を示すか不明のため特記によることとする</p> <p>(1) 適用区分の表 19.10.1について、適用部位は設計図書に記載する事項であるため表の削除</p> <p>(2) 全てのタイプが製造所の仕様によるため表現の見直し</p>	公住仕独自基準の改定
部位	発泡プラスチック系床下地材												
基準階における床下地 (洗面所・脱衣室、和室、物入、押入等を除く。)	発泡 (基準階タイプ)												
1階 (最下階) の床下地 (洗面所・脱衣室、和室、物入、押入等を除く。)	発泡 (1階タイプ)												
和室の床下地	発泡 (和室タイプ)												

項目		主な改定内容		備考																					
		内容	改定趣旨																						
97	19.11.1	乾式遮音二重床下地張り工法材料	<p>[公住仕 R4] (1) 乾式遮音二重床下地材の適用区分は、表19.11.1によるものとし、要求される遮音性能等に応じたものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 19.11.1 乾式遮音二重床下地材の適用区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th>二重床下地材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準階における床下地 (洗面所・脱衣室、物入、押入等を除く。)</td> <td>乾式 (基準階タイプ)</td> </tr> <tr> <td>1階 (最下階) の床下地 (洗面所・脱衣室、和室、物入、押入等を除く。)</td> <td>乾式 (1階タイプ)<sup>(註)</sup></td> </tr> <tr> <td>洗面・脱衣室の床下地</td> <td>乾式 (1階タイプ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1階 (最下階) の床下地に乾式 (1階タイプ) を使用する場合は、発泡プラスチック断熱材単体張り (FP板) をスラブ下に張るものとする。</p> <p>[公住仕 R7] (1) 乾式遮音二重床下地材の適用部位は、特記による。</p> <p style="text-align: center;">表19.11.1 削除</p>	部位	二重床下地材	基準階における床下地 (洗面所・脱衣室、物入、押入等を除く。)	乾式 (基準階タイプ)	1階 (最下階) の床下地 (洗面所・脱衣室、和室、物入、押入等を除く。)	乾式 (1階タイプ) <sup>(註)</sup>	洗面・脱衣室の床下地	乾式 (1階タイプ)	<p>乾式遮音二重床下地張り工法を継続するが一部改定</p> <p>(1) 要求する遮音性能等が何を示すか不明のため特記によることとする</p> <p>(1) 適用区分の表19.11.1について、適用部位は設計図書に記載する事項であるため表の削除</p>	公住仕独自基準の改定												
部位	二重床下地材																								
基準階における床下地 (洗面所・脱衣室、物入、押入等を除く。)	乾式 (基準階タイプ)																								
1階 (最下階) の床下地 (洗面所・脱衣室、和室、物入、押入等を除く。)	乾式 (1階タイプ) <sup>(註)</sup>																								
洗面・脱衣室の床下地	乾式 (1階タイプ)																								
98	19.11.1	乾式遮音二重床下地張り工法	<p>[公住仕 R4] (4) パーティクルボードと下張り用合板の厚さは特記による。特記がなければ表19.11.2による。</p> <p style="text-align: center;">表 19.11.2 パーティクルボードと下張り用合板の厚さ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下張り用合板の有無</th> <th>パーティクルボードの厚さ (mm)</th> <th>下張り用合板の厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合板無しの場合</td> <td>25 以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合板有りの場合</td> <td>25 以上</td> <td>5.5 以上</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>12 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[公住仕 R7] (4) パーティクルボードと下張り用合板の厚さは特記による。特記がなければ表19.11.1による。</p> <p style="text-align: center;">表 19.11.1 パーティクルボードと下張り用合板の厚さ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下張り用合板の有無</th> <th>パーティクルボードの厚さ (mm)</th> <th>下張り用合板の厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合板無しの場合</td> <td>20 以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合板有りの場合</td> <td>20 以上</td> <td>5.5 又は 12</td> </tr> </tbody> </table>	下張り用合板の有無	パーティクルボードの厚さ (mm)	下張り用合板の厚さ (mm)	合板無しの場合	25 以上	—	合板有りの場合	25 以上	5.5 以上	20	12 以上	下張り用合板の有無	パーティクルボードの厚さ (mm)	下張り用合板の厚さ (mm)	合板無しの場合	20 以上	—	合板有りの場合	20 以上	5.5 又は 12	<p>施工実態による</p> <p>パーティクルボード厚さ20mm以上に改定</p>	公住仕独自基準の改定
下張り用合板の有無	パーティクルボードの厚さ (mm)	下張り用合板の厚さ (mm)																							
合板無しの場合	25 以上	—																							
合板有りの場合	25 以上	5.5 以上																							
	20	12 以上																							
下張り用合板の有無	パーティクルボードの厚さ (mm)	下張り用合板の厚さ (mm)																							
合板無しの場合	20 以上	—																							
合板有りの場合	20 以上	5.5 又は 12																							

項目		主な改定内容			備考
		内容	改定趣旨		
20章 ■ユニット及びその他の工事					
99	20.2.16 (3)(7)(b)②	カーテン及びカーテンレール	<p>[公住仕 R4]</p> <p>(3) 工法は、次による。</p> <p>(7) カーテンの加工仕上げは、次による。</p> <p>(b) 幅継ぎ加工は、次による。</p> <p>② <u>暗幕カーテン、完全遮光カーテン等の特殊な生地</u>の幅継ぎは、袋縫い、ふせ縫い等とする。</p> <p>[公住仕 R7]</p> <p>(3) 工法は、次による。</p> <p>(7) カーテンの加工仕上げは、次による。</p> <p>(b) 幅継ぎ加工は、次による。</p> <p>② <u>特殊加工された生地（コーティング品、ラミネート品等）の暗幕カーテン、遮光カーテンの幅継ぎは</u>、袋縫い、ふせ縫い等とする。</p>	施工実態による	標準仕の改定に整合
21章 ■排水工事					
100	21.2.1 (2)	材料	<p>[公住仕 R4]</p> <p>(2) 遠心力鉄筋コンクリート管のソケット管をゴム接合とする場合のゴム輪は、JIS K 6353(水道用ゴム)に基づき、種類はIV類とする。</p> <p>[公住仕 R7]</p> <p>(2) 遠心力鉄筋コンクリート管のソケット管をゴム接合とする場合のゴム輪はJIS K 6353(水配管接合部用ゴム)に基づき、種類はA種IV類とする。</p>	JIS K 6353の改正に整合	標準仕の改定に整合
22章 ■舗装工事					
101	22.4.3 (4)	材料	<p>[公住仕 R4] アスファルト舗装 (4) <u>石粉は、</u>（後略）</p> <p>[公住仕 R7] アスファルト舗装 (4) <u>ファイラー</u>（後略）</p>	用語の改定	標準仕の改定に整合
102	22.4.3 (7)	材料	<p>[公住仕 R4] アスファルト舗装 記載なし</p> <p>[公住仕 R7] アスファルト舗装 (7) <u>剥離対策</u>（後略）</p>	剥離対策を規定	標準仕の改定に整合
23章 ■植栽及び屋上緑化工事					
103	23.5.4 (1)	工法	<p>[公住仕 R4] 屋上緑化 (1) 「<u>屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件</u>」(平成12年5月31日 建設省告示第1458号)に基づく風圧力に対応した工法は、特記による。</p> <p>[公住仕 R7] 屋上緑化 (1) <u>建築基準法</u>に基づく風圧力に対応した工法は、特記による。</p>	平仄の統一	標準仕の改定に整合

項目		主な改定内容			備考
		内容	改定趣旨		
24章 ■PC工法による工事					
104	24.2.3 (1)	練り混ぜ水	<p>[公住仕 R4] (1) <u>コンクリートに用いる練混ぜ水は、上水道水又は上水道水以外の水とする。なお、上水道水以外の水の品質は表24.2.1による。</u></p> <p>[公住仕 R7] (1) <u>練混ぜ水は、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 付属書JC (規定) (レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水) による。</u></p>	JIS A 5308付属書JCで確認できるため表24.1.2を削除	公住仕独自基準の改定
105	24.2.3 (2)	練り混ぜ水	<p>[公住仕 R4] (2) <u>練混ぜ水にスラッジ水を使用してはならない。</u></p> <p>[公住仕 R7] (2) <u>練混ぜ水にスラッジ水を使用する場合に適用するコンクリートの設計基準強度は特記による。特記がなければ、36 N/mm<sup>2</sup>以上の場合は、スラッジ水を用いない。</u></p>	JASS 5 (2022) に整合	公住仕独自基準の改定
106	24.2.4 (7)	混和材料	<p>[公住仕 R4] (7) <u>AE剤、減水剤、AE減水剤、高性能減水剤、高性能AE減水剤及び流動化剤は、JIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤) に、収縮低減剤はJASS5 M-401 (収縮低減剤) に、防せい剤はJIS A 6205 (鉄筋コンクリート用防せい剤) に適合するものとする。</u></p> <p>[公住仕 R7] (7) <u>AE剤、減水剤、AE減水剤、高性能減水剤、高性能AE減水剤、流動化剤及び硬化促進剤は、JIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤) に、収縮低減剤はJIS A 6211 (コンクリート用収縮低減剤) に、防せい剤はJIS A 6205 (鉄筋コンクリート用防せい剤) に適合するものとする。</u></p>	JASS 5 (2022) に整合	公住仕独自基準の改定
107	24.2.4 (1)	混和材料	<p>[公住仕 R4] (1) <u>フライアッシュはJIS A 6201 (コンクリート用フライアッシュ)、高炉スラグ微粉末はJIS A 6206 (コンクリート用高炉スラグ微粉末)、シリカフェームはJIS A 6207 (コンクリート用シリカフェーム)、膨張材はJIS A 6202 (コンクリート用膨張材) に適合するものとする。</u></p> <p>[公住仕 R7] (1) <u>フライアッシュはJIS A 6201 (コンクリート用フライアッシュ)、高炉スラグ微粉末はJIS A 6206 (コンクリート用高炉スラグ微粉末)、シリカフェームはJIS A 6207 (コンクリート用シリカフェーム)、火山ガラス微粉末は、JIS A 6209 (コンクリート用火山ガラス微粉末)、膨張材はJIS A 6202 (コンクリート用膨張材) に適合するものとする。</u></p>	JASS 5 (2022) に整合	公住仕独自基準の改定

項目			主な改定内容		備考
			内容	改定趣旨	
108	旧 24.5.5	PC部材組 立て時期	<p>[公住仕 R4]  <u>(1) 1階床板の組立ては、基礎コンクリートの圧縮強度が、  10N/mm<sup>2</sup>以上に達した後に行う。</u>  <u>(2) 2階以上のPC部材の組立ては、JASS10による。</u></p> <p>[公住仕 R7]  記載なし</p>	JASS10に準拠することとして削除	公住仕独自基準の改定
109	24.6.2 (2)	溶接管理 技術者	<p>[公住仕 R4]  (2) <u>溶接管理技術者は、(一社)プレハブ建築協会の「PC工法  施工管理技術者資格認定規程・同細則」若しくは「PC工法  溶接工事に関する溶接管理技術者の資格認定規程・同細則  」に定める資格を有する者又は7.6.2[溶接作業における施  工管理技術者]に規定する者とする。</u></p> <p>[公住仕 R7]  (2) <u>溶接管理技術者は、(一社)プレハブ建築協会の「PC工法  施工管理技術者資格認定規程・同細則」に定める資格を有  する者又は7.6.2[溶接作業における施工管理技術者]に規  定する者とする。</u></p>	(一社)プレハブ建築協会のPC工法溶接管理技術者の資格認定は廃止され、溶接管理技術者はPC工法施工管理技術者に一本化されたことによる	公住仕独自基準の改定
110	24.6.6 (1)	添えプ レート	<p>[公住仕 R4]  (1) <u>壁板の接合部に用いる水平ドライ接合部に用いる添えプ  レートの材質は、特記による。</u></p> <p>[公住仕 R7]  (1) <u>PC部材の接合部に用いる添えプレートの材質は、特記に  よる。</u></p>	セッティングベース方式の接合部は採用されないため	公住仕独自基準の改定
111	24.9.2	材料	<p>[公住仕 R4] <u>狭小部充填コンクリート</u>  狭小部充填コンクリートに用いる材料は6章による。ただし、粗骨材の最大寸法は、原則として、<u>15mm以下とするが、充填部の断面形状等により、充填性が特に問題とならない箇所については、20mm以下とすることができる。</u></p> <p>[公住仕 R7] <u>狭小部充填コンクリート</u>  狭小部充填コンクリートに用いる材料は6章による。ただし、粗骨材の最大寸法は、原則として、<u>20mmとするが、充填部の断面形状等により、充填性に支障が生じるおそれのある箇所については、15mmとする。</u></p>	一般的なJISマーク表示品のレディーミクストコンクリートの粗骨材の最大寸法は20mmであるため	公住仕独自基準の改定
112	24.11.2 (2) (3) (4)	材料及び 工法	<p>[公住仕 R4] <u>防水処理</u>  (2) <u>テープ状シール材</u>  (3) <u>液状シール材</u>  (4) <u>防水用ガラスシート</u></p> <p>[公住仕 R7] <u>防水処理</u>  (2) <u>プライマー</u>  (3) <u>バックアップ材</u>  (4) <u>ボンドプレーカー</u></p>	現行仕様の防水処理材が製造中止のため他の材料を規定	公住仕独自基準の改定

## 2. 電氣編

# 公共住宅建設工事共通仕様書（令和7年度版）（電気編）

## 1. 改定のポイント

### (1) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）等への整合

各府省庁、独立行政法人等が整備する公共住宅の統一基準として「公共住宅建設工事共通仕様書」が使用されており、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（官庁営繕関係基準）（以下「標準仕様書」という。）との整合を図りつつ、公共住宅用の共通仕様書として使い勝手の良いものを目指す。

### (2) 会員要望事項への対応

「公共住宅建設工事共通仕様書（令和4年度版）（電気編）」に対する意見等への対応を行う。

## 2. 主な改定内容一覧

規定	主な改定内容		備考
	改定内容	改定趣旨	
<p>(注) ・太字は、改定を行った箇所を示す。            ・見え消しは、字句を削除した箇所を示す            ・下線部分は、字句を追加した箇所を示す。</p>			
<b>第1編 一般共通事項</b>			
<b>第1章 一般事項</b>			
第1節 総則			
P310	1.1.4	工事実績情報システム（コリンズ）への登録  以下の字句を変更、追加した。  (1) 工事実績情報システム（ <b>CORINS コリンズ</b> ）への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関への登録申請を行う。 (1) 登録内容の変更時 <b>配置技術者の変更又は</b> 変更契約締結後10日以内 <del>なお、変更登録は、工期、技術者等の変更が生じた場合に行う。</del> (2) 登録後は、 <b>直ちに</b> 登録されたことを証明する資料を、監督職員に提出する。	標準仕様書に整合
P310	1.1.5	書類の書式及び取扱い  以下の字句を追加した。  (2) 公住仕（電気編）において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」については、電子メール、 <b>情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。）</b> 等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。 <del>なお、情報共有システムの適用及び機能要件は、特記による。</del>	標準仕様書に整合

## 2. 主な改定内容一覧

規 定			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
P311	1.1.10	工期の変更に係る事項等	<p>以下の項目を追加した。</p> <p><b>(1) 次のいずれかに該当し、全体工程に影響を及ぼす場合は、監督職員に報告する。</b></p> <p><b>(7) 設計図書の訂正又は変更による場合</b></p> <p><b>(4) 工事の全部又は一部の施工の一時中止による場合</b></p> <p><b>(9) 著しい悪天候や気象状況により作業不能日が多く発生した場合</b></p> <p><b>(エ) 資機材、労務の需給環境の変化が生じた場合</b></p> <p><b>(イ) 関連工事等の調整への協力による場合</b></p> <p><b>(カ) その他受注者の責めに帰すことができない事由が生じた場合</b></p> <p>以下の字句を追加した。</p> <p>(2) 契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。</p> <p><b>なお、提出にあたっては、協議に必要な資料が、(1)により報告した書面と同一の場合は、(1)の書面に代えることができる。</b></p>	標準仕様書に整合 (適正な工期確保のため)	
P311	<u>1.1.14</u>	<b>遠隔現場の実施</b>	左記の項目を追加した。	標準仕様書に整合	
第2節 工事関係図書					
P311	1.2.1	実施工程表	<p>以下の字句を変更した。</p> <p><b>(6) 概成工期が特記された場合は、実施工程表に<b>これ概成工期、受電日、総合試運転調整に要する工程</b>を明記する。</b></p>	標準仕様書に整合 (適正な工期確保のため。)	
第3節 工事現場管理					
P313	1.3.5	施工中の安全確保	<p>以下の字句を追加した。</p> <p>(5) 火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱い、<b>火花等の飛散</b>に十分注意するとともに、適切な消火設備、防炎シート等を設けるなど、火災防止の措置を講ずる。</p> <p>(6)(イ) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意を持って対応する。<b>ただし、緊急を要しない場合は、あらかじめその概要を監督職員に報告の上、対応を行う。</b></p>	標準仕様書に整合	
P313	1.3.8	施工中の環境保全等	<p>以下の字句を追加した。</p> <p>(1) 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)、環境基本法(平成5年法律第91号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)、<b>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)</b>その他関係法令等に基づくほか、「建設副産物適正処理推進要綱」(平成5年1月12日付け建設省経建発第3号)を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺の環境保全に努める。</p>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
P314	1.3.9	発生材の処理等	以下の字句を追加した。  (2)(エ) (7)から(9)まで以外のものは全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、 <b>宅地造成及び特定盛土等規制法</b> その他関係法令等に基づくほか、「建設副産物適正処理推進要綱」を踏まえ、適切に処理の上、監督職員に報告する。	標準仕様書に整合	
第4節 機器及び材料					
P314	1.4.2	機材の品質等	以下の字句を変更、追加した。  (5) <b>設計図書に定める機材の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等については、監督職員の指示承諾</b> を受ける。	標準仕様書に整合	
第5節 施工					
P315	<b>1.5.5</b>	<b>総合試運転調整</b>	左記の項目を追加した。	標準仕様書に整合	
P316	1.5.10	系統図等の表示	以下の字句を変更、追加した。  (1) 共用部に設置する分電盤、端子盤、機器収容盤等には、付近に系統図 <b>一</b> 、供給エリア図等を表示 <b>する</b> 又はそれらを盤内に収納する。	独自内容の修正	
第6節 工事検査及び技術検査					
第7節 完成図等					
P316	1.7.2	完成図	以下の字句を追加した。  表1.7.1 完成図の種類及び記載内容 ○種類/記載内容 各階配線図/電灯、動力、 <b>電気自動車用充電</b> 、電熱、雷保護、発電（ <b>自家発</b> 、太陽光）、 <b>電力貯蔵</b> 、構内情報通信網、構内交換、情報表示、映像・音響、拡声、誘導支援、テレビ共同受信、監視カメラ、駐車場管制、防犯・入退室管理、自動火災報知、中央監視制御等  ○備考 <b>(2) 完成図の記載内容の詳細は、監督職員との協議による。</b>	標準仕様書に整合	
<b>第2章 共通工事</b>					
第1節 仮設工事					
第2節 土工事					
第3節 地業工事					
第4節 コンクリート工事					
第5節 左管工事					
第6節 溶接工事					
第7節 塗装工事					
P319	2.7.1	一般事項	以下の字句を変更、追加した。  (1) 各種機材のうち、次の部分を除き、 <b>全て製造者の標準による塗装をが施されたものとする。</b> (4) めっき <b>又は塗装された面</b>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
第8節 機械設備工事					
第9節 スリーブ工事					
第10節 インサート					
P322	2.10.1	一般事項	以下の字句を変更した。 (1) インサート等、 <u>アンカー及び吊り金物（以下「インサート等」という。）</u> の許容引抜荷重は、特記がなければ、表2.10.1による。	標準仕様書に整合	
<b>第2編 電力設備工事</b>					
<b>第1章 機材</b>					
第1節 電線類					
P323	1.1.1	電線類	以下の字句を追加した。 (1) 一般配線工事に使用する電線類は、表1.1.1に示す規格による <u>ほか、第6編1.1.1「電線類」による。</u>	標準仕様書に整合	
P323 P324 P325	表1.1.1	電線類	以下の規格を追加した。 <u>EM-ICF電線(EM-ICF)</u> <u>EM-CEケーブル(EM-CED)(EM-CEQ)</u> <u>EM-弱電流耐火ケーブル(EM-IFP-C)</u> <u>高難燃ノンハロゲン低圧耐火ケーブル(NH-FP-C)</u> <u>高難燃ノンハロゲン弱電流耐火ケーブル(NH-IFP-C)</u>	標準仕様書に整合	
第2節 電線保護物類					
P329	1.2.8	ケーブルラック	以下の字句を変更、追加した。 (3) トレー形ケーブルラックの側面と底板は、 <u>親げたとを</u> 一体成形又は <u>溶接、かしめ若しくはねじ止めにより</u> 、機械的、かつ、電氣的に接続したものとする。	標準仕様書に整合	
第3節 配線器具					
第4節 照明器具					
P331	1.4.2	構造一般	以下の字句を変更した。 (14) 照明用ポールには、 <u>配線用遮断器又はカットアウトスイッチが内蔵できるものとする。ただし、ガーデンライトは、ポール内に配線用遮断器又はカットアウトスイッチを内蔵しない構造とすることができる。</u> <u>なお、配線用遮断器（引外し装置なし）又はカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を設け内蔵する場合は、特記による。</u>	標準仕様書に整合 独自内容の修正	
R4版	表1.4.3	LEDモジュール	以下の規格を削除した。 <u>JIS C 8105-3/照明器具—第3部：性能要求事項通則 附属書A（規定）—「LED照明器具性能要求事項」</u>	標準仕様書に整合	
P331	1.4.4	光源	以下の字句を変更した。 (4) 調色を行うものは、外部からの信号によりLEDモジュールの光源色（色温度）を <u>3,500 3,000K</u> から5,000Kまで連続して変化させすことができるものとする。	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
第5節 防災用照明器具					
第6節 照明制御装置					
P333	1.6.2.1	照明制御器	以下の項目を追加した。 <u>(f)(c) 照明器具の点灯と換気扇の始動を連動させるものは、換気扇へ電源送り接続ができる端子を設け、感知されなくなつてから消灯後、換気扇を停止するまでの保持時間を設定又は決められた時間で自動停止できるものとする。</u>	標準仕様書に整合	
第7節 分電盤					
P336	1.7.2	構造一般	以下の字句を変更、追加した。  (2) 分電盤の保護構造は、 <u>JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」</u> によるほか、次による。 なお、ドア裏面の充電部が露出する部分は、感電防止の処置を施す。ただし、露出する部分の <u>最大使用電圧が60V50V</u> 以下の場合には、感電防止の処置を省略することができる。 (7) 屋内形は、 <u>JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」</u> によるIP2XCとする。ただし、ドアのない構造の分電盤は、IP1XBとする。 (4) 屋外形は、 <u>JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級 (IPコード)」</u> によるIP24Cとし、内部に雨雪が浸入しにくく、これを蓄積しない構造とする。	標準仕様書に整合	
P337	1.7.3	キャビネット	以下の字句を追加した。  (1)(g) ドアは、錠付きとし、 <u>次による。</u> <u>(a) 錠の鍵は、製造者の標準とする。ただし、鍵の仕様等を指定する場合は、特記による。</u> <u>(b) ドアのハンドルは、表面に突出ない構造で、非鉄金属製又はステンレス鋼製とする。</u> <u>なお、施錠・解錠状態表示付とする場合は、特記による。</u> (3) ドアを含む前面枠の面積が0.3m <sup>2</sup> 以上の場合は、その裏面に <u>ドアを含む前面枠の取付けのために荷重を支える受金物を設ける。</u> ただし、受部のある構造のものは、この限りでない。	標準仕様書に整合 (セキュリティ性能の確保のため。)	
P339	1.7.4	導電部	以下の字句を変更、追加した。  (4)(7)(a) <u>ねじ締め端子</u> (ばね座金併用) (b) <u>差込みねじなし端子</u>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
P341 P342	1.7.6	器具類	<p>以下の字句を変更、追加した。</p> <p>(2) (イ) (b) 高感度高速形（定格感度電流は30mA以下、漏電引外し動作時間は0.1秒以内）<u>又は中感度高速形（定格感度電流は100mA以下、漏電引外し動作時間は0.1秒以内）</u>、雷インパルス不動作形とする。</p> <p>(15) 電力計測装置は、<u>集中監視部、積算計器計測ユニット、変成器変流器等により構成し、複数の電力量のデータを収集、蓄積、表示及び次による。</u></p> <p>(7) <u>集中監視部は、積算計器、変成器等から電力量のデータを収集し、時系列に蓄積をできるものとし、次による。計測ユニットは、変流器等で変成した電流と、入力電圧により電力値を演算処理し、外部へ出力できるものとし、次による。</u></p> <p>(a) 計測回路数は、特記による。</p> <p>(b) <u>積算計器演算する電力量は、定格電流通電時、かつ、力率1の場合に比誤差精度は、<math>\pm 2.0\% \pm 3.0\%</math>とする。</u></p> <p>(c) <u>演算値等を外部へ出力するときのなお、</u>信号回線数及び信号種別は、特記による。</p> <p>(d) <u>演算値等を計測ユニットに蓄積する場合は、次による。</u></p> <p>① <u>電力量は1時間ごとの積算値とし、蓄積期間は特記による。</u></p> <p>② 蓄積データ等の停電補償時間は、48時間以上とする。</p> <p>③ 蓄積したデータは、CSV形式でフラッシュメモリ等<u>又は外部出力端子</u>に出力できるものとする。</p> <p><u>なお、外部出力端子の種別は、特記による。</u></p> <p><del>(b) 計測項目、集積期間及び精度は、表1.7.13による。</del></p> <p><del>(d) 積算計器と一体とすることができる。</del></p> <p>(イ) <u>変成器変流器は、次による。</u></p> <p>(e) <u>定格電流又は定格電圧時の比誤差は、<math>\pm 1.0\%</math>とし、位相角の限度は、<math>\pm 1.0</math>度とする。</u></p> <p><del>(ア) 積算計器付遮断器又は変成器付配線用遮断器は、(1)又は(2)によるほか、(イ)又は(イ)(e)による。</del></p> <p>(c) <u>配線用遮断器等に変流器を内蔵する場合は、特記による。</u></p> <p>(7) <u>配線用遮断器等に計測ユニットの機能の全部又は一部を内蔵する場合は、特記による。</u></p>	標準仕様書に整合 独自内容の追加	
R4版	表1.7.13	計測項目、集積期間及び精度	左記の項目を削除した。	標準仕様書に整合	
第8節 耐熱形分電盤					
第9節 O A 盤					
R4版	1.9.3	キャビネット	<p>以下の項目を削除した。</p> <p><del>(7) ドアは、開閉式又は着脱式とし、ちょう番又は留具は、表面から見えない構造とする。</del></p>	標準仕様書に整合	
第10節 実験盤					
第11節 開閉器箱					
第12節 制御盤					
P346	1.12.2	構造一般	<p>以下の字句を変更、追加した。</p> <p>(1) 制御盤の保護構造は、<u>JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」によるほか、次による。</u></p> <p>(7) 屋内形は、<u>JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」によるIP2XCとする。</u></p> <p>(イ) 屋外形は、<u>JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」によるIP24Cとし、内部に雨雪が浸入しにくく、これを蓄積しない構造とする。</u></p>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
R4版	1.12.3	キャビネット	以下の項目を削除した。 <del>(1)(イ) ドアの端部は、L又はコ字形の折曲げ加工を施す。</del>	標準仕様書に整合	
P348	1.12.4	導電部	以下の字句を変更した。 (4)(7)(a)① <u>ねじ締め端子</u> (ばね座金併用) ② <u>差込みねじなし端子</u>	標準仕様書に整合	
P350	表1.12.7	200V三相誘導電動機回路の器具容量等	以下の字句を追加した。 ○備考 <u>(6) トップランナーモータのみで構成される回路を施設する場合に適用する。</u>	標準仕様書に整合	
P351	表1.12.8	400V三相誘導電動機回路の器具容量等	以下の字句を追加した。 ○備考 <u>(6) トップランナーモータのみで構成される回路を施設する場合に適用する。</u>	標準仕様書に整合	
R4版	表1.12.14	保護継電器	以下の規格を削除した。 <del>JEM 1356/電動機用熱動形及び電子式保護継電器</del>	標準仕様書に整合 (廃止)	
P353	表1.12.14	保護継電器	以下の規格を追加した。 <u>JIS C 8201-4-1/低圧開閉装置及び制御装置—第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ</u>	標準仕様書に整合	
P355 P356	1.12.6	器具類	以下の字句を追加した。 (19) 低圧用SPDは、次によるほか、JIS C 5381-11「低圧サージ防護デバイス—第11部：低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」による。 <u>なお、低圧用SPDは、特性に適合したSPD分離器と組合せて設けるものとする。</u> <u>(20) 電力計測装置は、1.7.6「器具類」(15)による。</u>	標準仕様書に整合	
第13節 消防防災用制御盤					
第14節 電気自動車用充電装置					
P356	<u>1.14.1</u>	<u>電気自動車用急速充電装置</u>	左記の項目を追加した。	標準仕様書に整合	
P356	1.14.1.1	一般事項	以下の字句を変更、追加した。 <del>(1) 電気自動車用充電装置は、電気自動車用急速充電装置及び電気自動車用普通充電装置とし、特記による。</del> (1) <u>電気自動車用急速充電装置は、電力変換装置、充電器と充電コネクタ等により構成し、を一体とした装置で、充電コネクタを電気自動車の車載電池に接続し、直流で給充電できるものとする。</u> <u>(2) 電気自動車用急速充電装置は、CHAdeMO「電気自動車用急速充電スタンド標準仕様書」の適合を認証されたものとする。</u> <del>(2) 周囲条件は、次による。</del> <del>(7) 周辺温度は、最低-10℃、最高40℃とする。</del> <del>(4) 周囲湿度は、最低45%、最高90%とする。</del> <del>(イ) 設置場所の高度は、標高1,000m以下とする。</del>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
P356	1.14.1.2	充電器	<p>以下の字句を変更、追加した。</p> <p><del>充電コネクタは、次による。</del></p> <p><u>(1) 充電器は、電気自動車に搭載される充電制御ユニットと通信及び電源の通電・遮断を行う機能を有するものとする。</u></p> <p><u>(2) 構造一般、キャビネット、導電部及び盤内機器は、製造者の標準とする。</u></p> <p><u>(3) 配線用遮断器を内蔵する。</u></p> <p><u>(4) 手動で緊急停止できる非常開放スイッチを設ける。</u></p> <p><u>(5) 充電コネクタのみに附属コードするケーブルは、製造者の標準とし、長さは、2m以上とす特記による。</u></p> <p><del>(7) 電気自動車用急速充電装置の充電コネクタは、容易に外れない構造とする。</del></p> <p><del>(4) 電気自動車用普通充電装置の充電コネクタは、保護接地線が挿入時に最初に接続され、引抜き時には最後に分離される構造とする。</del></p>	標準仕様書に整合	
P356	1.14.1.3	状態及び警報表示項目	<p>以下の字句を変更、追加した。</p> <p><u>(1) 状態及び警報表示項目は、次によるほか、製造者の標準とする。</u></p> <p><del>(7) 電気自動車用急速充電装置</del></p> <p><del>(f) その他製造者の標準のもの</del></p> <p><u>(2) 警報表示項目は、次の項目が個別又は一括で行われるほか、製造者の標準とする。</u></p> <p>なお、移報用の遠方監視用接点を設ける場合は、特記による。</p> <p><del>(7) 充電器異常</del></p> <p><del>(4) 車両異常</del></p> <p><del>(4) その他製造者の標準のもの</del></p>	標準仕様書に整合	
P357	1.14.1.4	表示	<p>以下の字句を変更、追加した。</p> <p><del>(1) (i) 定格；、定格出力[kW]、定格電圧[V]</del></p> <p><u>(g) 定格周波数[Hz]</u></p> <p><u>(h) IP等級</u></p> <p><del>受注者名(別銘板とすることができる。)</del></p> <p><del>製造年月又はその略号</del></p> <p><del>製造番号</del></p>	標準仕様書に整合	
P357	<u>1.14.2</u>	<u>電気自動車用普通充電装置</u>	左記の項目を追加した。	標準仕様書に整合	
P357	1.14.2.1	一般事項	<p>以下の字句を変更、追加した。</p> <p><u>(1) 電気自動車用普通充電装置充電制御装置は、充電器と充電コネクタ等により構成し、を一体とした装置で、充電コネクタを電気自動車の車載充電器に接続し、交流で給電できるものとする。また、定格電圧は、特記による。</u></p> <p><u>(2) 電気自動車用普通充電装置は、JARI A 0001「EV/PHEV用AC普通充電器製品認証基準」の適合を認証されたものとする。</u></p>	標準仕様書に整合	
P357	<u>1.14.2.2</u>	<u>充電器</u>	左記の項目を追加した。	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
P357	1.14.2.3	状態及び警報表示項目	以下の字句を変更、追加した。 <b>(1) 状態及び警報表示項目は、次によるほか、製造者の標準とする。</b> <del>(f) 電気自動車用普通充電装置</del> <del>(e) その他製造者の標準のもの</del>	標準仕様書に整合	
P357	<b>1.14.2.4</b>	<b>表示</b>	左記の項目を追加した。	標準仕様書に整合	
R4版	<del>1.14.2</del>	<del>構造一般</del>	左記の項目を削除した。	標準仕様書に整合	
R4版	<del>1.14.3</del>	<del>キャビネット</del>	左記の項目を削除した。	標準仕様書に整合	
R4版	<del>1.14.4</del>	<del>電力変換装置</del>	左記の項目を削除した。	標準仕様書に整合	
R4版	<del>1.14.5</del>	<del>充電制御装置</del>	左記の項目を削除した。	標準仕様書に整合	
R4版	<del>1.14.7</del>	<del>器具類</del>	左記の項目を削除した。	標準仕様書に整合	
R4版	<del>1.14.9</del>	<del>予備品等</del>	左記の項目を削除した。	標準仕様書に整合	
第15節 電熱装置					
第16節 雷保護装置					
P358	1.16.1	突針支持管及び取付け金物	以下の字句を変更した。 <b>(1) 本節によるほか、JIS A 4201「建築物等の雷保護」JIS Z 9290-3「雷保護—第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」及び関係法令に適合したものとする。</b>	標準仕様書に整合 (JIS改正)	
第17節 接地					
第18節 外線材料					
P360	表1.18.2	地中ケーブル保護材料	以下の規格を追加した。 <b>電力ケーブル保護管(CCVP)</b> <b>電力ケーブル保護管(ECVP)</b>	独自内容の追加	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
第19節 機材の試験					
P361 P365 P366	1.19.1	試験	<p>以下の字句を変更、追加した。</p> <p>(1) 照明器具等の試験は、表1.19.1により行い、監督職員に試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする。</del> <del>なお、試験個数は、表1.19.2による。</del></p> <p>(2) 分電盤、住宅用分電盤、0A盤の分電盤部、実験盤、開閉器箱、制御盤及び電気自動車用充電装置の試験は、<del>表1.19.3表1.19.2</del>により行い、監督職員に試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする。</del>ただし、0A盤の端子盤部の試験は、第6編1.21.1「試験」<del>(1)</del>による。</p> <p>なお、器具類の試験は、<del>表1.19.4表1.19.3</del>により行い、監督職員に試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする。</del></p> <p>(6) バスダクト及び附属品の試験は、<del>表1.19.5表1.19.4</del>により行い、監督職員に試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする。</del></p> <p>(7) ケーブルラックの試験は、製造者の社内規格による試験方法（形式試験とすることができる。）により行い、監督職員に試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする。</del></p> <p>(8) 電熱装置の試験は、次により行い、監督職員に試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする。</del></p> <p>(9) 雷保護装置の突針支持管は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第87条に定めるところによる風圧力に耐えるものとし、構造耐力上安全である旨の計算書等を監督職員に提出し、<del>承諾を受けする。</del></p> <p>(10) マンホール及びハンドホールの鉄ふたの試験は、表1.19.7による形式試験とし、監督職員に形式試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする。</del></p> <p>(11) ブロックマンホール及びブロックハンドホールの試験は、<del>表1.19.9表1.19.8</del>により行い、監督職員に試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする。</del></p> <p>(12) ブロックマンホール及びブロックハンドホールの耐荷重性能は、種類ごとに、強度計算書（床板、側板、底板）、配筋図及び鉄筋の規格証明書を監督職員に提出し、<del>承諾を受けする。</del></p>	標準仕様書に整合	
P361	表1.19.1	照明器具等の試験	<p>以下の字句を変更、追加した。</p> <p>○注 *4 JIL 1003「照明用ポール強度計算基準」に定めるところによる風圧力に耐えるものとし、構造耐力上安全である旨の計算書等を監督職員に提出し、<del>承諾を受けする。</del></p>	標準仕様書に整合	
R4版	<del>表1.19.2</del>	<del>試験個数</del>	左記の項目を削除した。	標準仕様書に整合	
P365	表1.19.3	器具類の試験	<p>以下の字句を変更した。</p> <p>○保護継電器 <del>JEM 1356「電動機用熱動形及び電子式保護継電器」JIS C 8201-4-1「低圧開閉装置及び制御装置—第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ」及びJEM 1357「電動機用静止形保護継電器」</del>による受渡検査</p>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容		改 定 趣 旨	
<b>第2章 施工</b>					
第1節 共通事項					
P370	2.1.12	機器の取付け	<p>以下の字句を追加した。</p> <p><b>(1)(エ) コンクリート埋込みのボックス、分電盤の外箱等は、型枠に取付ける。</b>  <b>なお、外箱等に仮枠を使用する場合は、外箱等を取付けた後にその周囲のすき間をモルタルで充てんする。</b></p> <p><b>(3)(イ) 水気のある場所に設置するボルト、つりボルト等は、機器との間に異種金属接触腐食を起こさないように取付ける。</b></p> <p>以下の字句を変更した。</p> <p>(1)(ア) 卓上形機器は、移動又は転倒しないように<b>置台に支持する。また、転倒防止の措置を施す。</b></p> <p><b>(ホ) 卓上形機器の置台は、移動又は転倒しないように床スラブにボルトで固定する措置を施す。</b></p>	標準仕様書に整合	
P372	2.1.13	耐震施工	<p>以下の字句を変更した。</p> <p>(5) <b>建物引込部の耐震処置を行う配管及び建物のエキスパンションジョイント部の配線は、特記による措置を施すし、余長は特記による。</b></p> <p>(6) 建物引込部の<b>耐震処置</b>地盤変位後に<b>内径曲げ半径が、原則として管内径の6倍以上となるように敷設するへの対応</b>を行う配管は、<b>想定洗干量の特記による措置を施す。</b></p>	標準仕様書に整合	
第2節 金属管配線					
R4版	2.2.3	隠ぺい配管の敷設	<p>以下の項目を削除した。</p> <p><del>(9) コンクリート埋込みのボックス及び分電盤の外箱等は、型枠に取付ける。</del>  <del>なお、外箱等に仮枠を使用する場合は、外箱等を取付けた後にその周囲のすき間をモルタルで充てんする。</del></p>	標準仕様書に整合	
P372 P373	2.2.5	管の接続	<p>以下の字句を変更、追加した。</p> <p>(6) ボンディングに用いる接続線（ボンド線）は、<b>絶縁電線、軟銅線を使用等とする。</b>  <b>なお、ボンド線に絶縁電線（EM-IE）を用いる場合の太さのは、表2.2.1に示すよる。</b></p> <p>表2.2.1 ボンド線の太さ  ○配線用遮断器等の定格電流[A]／ボンド<b>絶縁電線（EM-IE）</b>の太さ  <b>30以下／1.6mm以上</b>  <b>60以下／2.0mm以上</b>  <b>225以下250以下／14mm<sup>2</sup>以上</b>  <b>600以下／38mm<sup>2</sup>以上</b></p> <p>○備考 ボンド線に軟銅線又は銅帯を用いる場合は、<b>配線用遮断器等の定格電流に基づいて選定される太さとする。</b></p>	標準仕様書に整合	
P375	2.2.9	通線	<p>以下の字句を追加した。</p> <p>(1) 通線は、通線直前に管内を清掃し、電線を損傷しないよう<b>養生しながら行う管端口を保護した後に</b>引入れる。</p>	標準仕様書に整合	
第3節 合成樹脂管配線（PF管、CD管）					
R4版	2.3.3	隠ぺい配管の敷設	<p>以下の項目を削除した。</p> <p><del>(7) コンクリート埋込みのボックス、分電盤の外箱等は、型枠に取付ける。</del>  <del>なお、外箱等に仮枠を使用する場合は、外箱等を取付けた後にその周囲のすき間をモルタルで充てんする。</del></p>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
第4節 合成樹脂管配線（硬質ビニル管）					
R4版	2.4.3	隠ぺい配管の敷設	以下の項目を削除した。 <del>(9) コンクリート埋込みのボックス及び分電盤の外箱等は、型枠に取付ける。 なお、外箱等に仮枠を使用する場合は、外箱等を取付けた後にその周囲のすき間をモルタルで充てんする。</del>	標準仕様書に整合	
第5節 金属製可とう電線管配線					
第6節 ライティングダクト配線					
第7節 金属ダクト配線					
第8節 金属線び配線					
第9節 バスダクト配線					
P381	2.9.3	管の接続バスダクトの接続	以下の字句を変更、追加した。 (7) ボンディングに用いる接続線（ボンド線）は、 <u>絶縁電線、軟銅線又は同等以上の断面積の銅帯若しくは編組銅線等</u> とする。 <u>なお、ボンド線に絶縁電線（EM-IE）を用いる場合の太さは、表2.9.1に示すよる。</u> 表2.9.1 ボンド線の太さ ○配線用遮断器等の定格電流[A]／ボンド絶縁電線（EM-IE）の太さ[mm <sup>2</sup> ] <del>1,600以下1,200以下</del> ／100以上 <del>2,500以下</del> ／ <del>150以上</del> ○備考 <u>ボンド線に軟銅線又は銅帯を用いる場合は、配線用遮断器等の定格電流に基づいて選定される太さとする。</u>	標準仕様書に整合	
第10節 ケーブル配線					
P383	2.10.4.2	ケーブルの接続	以下の字句を変更した。 (6) <del>屋外でEM-CEケーブル、耐火ケーブル又はEM-高圧架橋ポリエチレンケーブルのケーブル相互の接続又は及び端末処理を行う場合の際に、シュリンクバック現象によるシース被覆の収縮抑制</del> 対策を施す場合は、特記による。	標準仕様書に整合	
第11節 架空配線					
P386	2.11.3	がいしの取付け	以下の項目を追加した。 <u>(2) 架線は、架空ケーブルの安全率を維持できる弛度により敷設する。</u>	標準仕様書に整合	
第12節 地中配線					
P387	2.12.3	マンホール及びハンドホールの敷設	以下の字句を変更、追加した。 (2) マンホールの壁には、ケーブル及び接続部の支持材を取付ける。 <u>ハンドホールの壁にケーブル及び接続部の支持材を取付ける場合は、特記による。</u> なお、支持材が金属製の場合は、溶融亜鉛めっき仕上げ又はステンレス鋼製とし、陶製、 <del>木製</del> 等の枕を設ける。	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
P387	2.12.5	ケーブルの敷設	以下の字句を変更、追加した。 (1) 管内にケーブルを敷設する場合は、引入れに先立ち管内を清掃し、ケーブルを損傷しないように管端口を保護した後に引入れる。 <b>水が管内に浸入しないように、必要に応じて、防水処理を施す。</b> (4) <b>ケーブルは、原則としてマンホール及びハンドホールの内部で接続してはならない。ただし、やむを得ずマンホール及びハンドホール内でケーブルを接続する場合は、合成樹脂モールド工法等の防水性能を有する工法とする。</b>	標準仕様書に整合	
第13節 接地					
P388	2.13.3	C種接地工事を施す電気工作物	以下の字句を追加した。 (1)(ε) 使用電圧が300Vを超える低圧ケーブル配線による電線路のケーブルを収める金属管、ケーブルの防護装置の金属製部分、ケーブルラック <b>及びセパレータ、低圧ケーブルと弱電流電線との金属製隔壁</b> 、金属製接続箱、ケーブルの金属被覆等	標準仕様書に整合	
P389	2.13.4	D種接地工事を施す電気工作物	以下の字句を追加した。 (1)(φ) 使用電圧が300V以下の金属管配線、金属製可とう電線管配線、金属ダクト配線、ライディングダクト配線（合成樹脂等の絶縁物で金属製部分を被覆したダクトを使用した場合は除く。）、バスダクト配線、金属線び配線に使用する管、ダクト、線び、その附属品、300V以下のケーブル配線に使用するケーブル防護装置の金属製部分、ケーブルラック <b>及びセパレータ、低圧ケーブルと弱電流電線との金属製隔壁</b> 、金属製接続箱、ケーブルの金属被覆等	標準仕様書に整合	
P391	2.13.13	各接地と雷保護設備、避雷器の接地との離隔	以下の字句を変更した。 (1) <b>構造体を接地極として利用しない場合は、</b> 接地極及びその裸導線の <b>地中部分</b> は、雷保護設備、避雷器の接地極及びその裸導線の <b>地中部分</b> から2m以上離す。	標準仕様書に整合	
第14節 電灯設備					
P392	2.14.3	機器の取付け及び接続	以下の字句を変更した。 (1)(7)(c) 発電機回路のコンセントの <b>プレート、及び</b> 二重床用テーブルタップ <b>等</b> には、一般電源回路と区別がつくよう <b>に、</b> 回路種別を表示 <b>又は</b> 外部表面の色により <b>色別</b> する。	標準仕様書に整合	
第15節 動力設備					
P393	2.15.1	配線	以下の字句を追加した。 (1)(7) 電動機への配線のうち、電動機端子箱に直接接続する部分には、金属製可とう電線管を使用するほか、特記による。ただし、電動機が端子箱を有していない場合又は電動機の設置場所が二重天井内の場合は、この限りでない。 <b>なお、露出配管の支持架台を設ける場合は、特記による。</b>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
第16節 電熱設備					
第17節 雷保護設備					
P394	2.17.1	一般事項	以下の字句を変更した。 (1) 本節によるほか、 <b>JIS-A 4201「建築物等の雷保護」JIS Z 9290-3「雷保護—第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」</b> 及び関係法令に適合したものとする。	標準仕様書に整合	
P395	2.17.4	接地極	以下の字句を追加した。 (2)(7) 板状接地極、垂直接地極及び放射状接地極（水平接地極）は、特記によるほか、ガス管から1.5m以上離隔する。 <b>ただし、ガス管に雷等電位ボンディングを施す場合は、この限りでない。</b>	標準仕様書に整合	
第18節 施工の立会い及び試験					
P396 P397	2.18.2	施工の試験	以下の字句を変更、追加した。 (1) 次により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けずる。</b> (7) 接地極埋設後に接地抵抗を測定する。ただし、構造体利用とした接地極、環状接地極、網状接地極又は基礎接地極の場合における接地抵抗測定は、電圧降下法により行い、測定時期及び回数は、特記による。 <b>なお、電圧降下法による測定が困難な場合は、ウェンナーの四電極法により推定した接地抵抗値とすることができる。</b> <b>(7) 電気自動車用充電設備は、取付け及び配線完了後に動作試験を行い、機器の動作が設計図書の機能を満たしていることを確認する。</b>  以下の表を追加した。 <b>表2.18.3/照明制御装置の試験</b>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
<b>第3編 受変電設備工事</b>					
<b>第1章 機材</b>					
第1節 キュービクル式配電盤					
P398	1.1.2	一般事項	以下の字句を変更した。  (8) <u>交流遮断器と機械的又は電氣的に断路器には、関連した遮断器、開閉器等が開のときに限り開閉できるインターロックが施されていない断路器には、交流遮断器の開閉状態を機械的又は電氣的に表示する装置を断路器の操作場所に近接して設置する。す。</u> ただし、避雷器用の断路器においては、省略することができる。	標準仕様書に整合	
P399 P400	1.1.3	キャビネット	以下の字句を変更、追加した。  (2)(7) ドアは、 <u>施錠でき、かつ、付きとし、次による。</u> <u>(a) 鍵の鍵は、製造者の標準とする。ただし、鍵の仕様等を指定する場合は、特記による。</u> <u>(b) ドアのハンドルは、製造者の標準とする。ただし、施錠・解錠状態表示付とする場合は、特記による。</u> (c) <u>ドアの</u> ちょう番は、ドア前面から見えない構造とする。	標準仕様書に整合 (セキュリティ性能の確保のため。)	
P403	1.1.5	器具類	以下の字句を変更、追加した。  (1)(7) 双投電磁接触器は <del>(4)</del> 、 <u>JEM 1465「接触器式トランスフラスイッチ」による。ほか、また、電源切替等を使用する開閉頻度の少ないものは次に示す性能以上のものとする</u> <u>ことができ、ただし、機械的又は電氣的にインターロックが施されていない構成とする場合は、単投のものを(1)による電磁接触器2個の組合せによるものとする</u> ことができる。 (a) 機械的耐久性 51万回以上 (b) 電氣的耐久性 10.6万回以上 (3)(7) <u>絶縁方式は油入又は乾式とし、特記による。</u> <u>なお、乾式はガス入り(SF<sub>6</sub>ガスを使用しているものを除く。)又は樹脂充填とする。</u> (4)(7) <u>絶縁方式は、乾式とする。</u>	標準仕様書に整合	
R4版	表1.1.20	熱動形保護継電器	以下の規格を削除した。  ○規格 <del>JEM 1356 電動機用熱動形及び電子式保護継電器</del>	標準仕様書に整合	
P409 P411	1.1.6	高圧機器	以下の字句を追加した。  (3)(7) <u>素子種別は蒸着電極コンデンサ(SH)又ははく電極コンデンサ(NH)とし、特記による。</u> <u>(a) 蒸着電極コンデンサ(SH)の保護は、コンデンサ内蔵の保安装置による保護又はコンデンサに附属する保護接点と高圧電磁接触器等の組合せとする。</u> <u>(b) はく電極コンデンサ(NH)の保護は、限流ヒューズとする。</u> (8)(7)(e) <u>励磁突入電流抑制対策機能付きとする場合は、特記による。</u> <u>なお、励磁突入電流の抑制効果の倍率(無負荷投入時における定格電流(波高値)に対する倍率)は3倍以下とする。</u>	標準仕様書に整合	
P412	1.1.8	予備品等	以下の字句を追加した。  (4) 高圧又は低圧遮断器を引出形とする場合は、リフタを種類別に各1台納入する。 <u>ただし、兼用形のリフタとする場合は、1台とすることができる。</u>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
第2節 高圧スイッチギヤ					
P413	1.2.1	一般事項	以下の字句を削除した。 (1) 高圧スイッチギヤは、本節によるほか、JIS C 62271-200「定格電圧1kVを超え52kV以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」又はJEM-1425「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」とし、特記による。	標準仕様書に整合	
P413	1.2.2	構造一般	以下の字句を追加した。 (1)(7) 断路器には、関連した遮断器、開閉器等が開のときに限り開閉できるインターロックを施す。 <u>ただし、避雷器用の断路器においては、省略することができる。</u>	標準仕様書に整合	
R4版	1.2.2	構造一般	以下の項目を削除した。 <del>(2) JEM-1425「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」による高圧スイッチギヤの構造は、次によるほか、(1)-(7)及び(8)を除く。による。</del> <del>(7) スイッチギヤの形は、CX形、CW形又はPW形とし、特記による。</del> <del>(4) CX形又はCW形の場合は、ドアを開いた状態においても、充電部に触れないよう、絶縁性保護カバーを設ける。</del>	標準仕様書に整合	
P413	1.2.3	キャビネット	以下の字句を変更、追加した。 (1)(4) 屋外用は、IP2Xとし、 <u>JIS C 62271-200「定格電圧1kVを超え52kV以下の金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」附属書IAによる防風雨形試験(受電箱の部分にあっては、防噴流形試験)に適合するものとする。</u>	標準仕様書に整合	
R4版	1.2.3	キャビネット	以下の項目を削除した。 <del>(2) JEM-1425「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」による高圧スイッチギヤのキャビネットは、1.1.3「キャビネット」による。ただし、外郭は、次の保護等級とする。</del> <del>(7) 屋内用は、IP2XCとする。</del> <del>(4) 屋外用は、IP2XWとする。(構造は、防風雨試験に適合するもの。)</del>	標準仕様書に整合	
R4版	1.2.4	導電部	以下の項目を削除した。 <del>(2) JEM-1425「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」による高圧スイッチギヤの導電部は、次によるほか、1.1.4「導電部」(4)から(6)まで、(7)(7)、(9)及び(8)による。</del> <del>(7) 主回路の導体及び導電接続部は、定格電流、定格短時間耐電流及び定格ピーク耐電流を通電することができるものとする。ただし、計器用変圧器、避雷器等への接続導体は、必要な電流容量のみを有するものとする。なお、定格電流及び定格短時間耐電流は、特記による。また、定格ピーク耐電流は、定格短時間耐電流の2.5倍、定格短時間耐電流通電時間は、1秒とする。</del> <del>(4) 主回路の導体は、銅帯又は銅棒とするほか、次による。ただし、計器用変圧器、避雷器等への接続導体は、JIS C 3611「高圧機器内配線用電線」による高圧用絶縁電線等とすることができる。</del> <del>(a) 銅帯又は銅棒の電流密度は、表1.1.5による。ただし、導体各部の温度が、JEM-1425「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」の最高許容温度及び温度上昇限度を超えないことが保証される場合は、この限りでない。</del> <del>(b) 被覆、塗装、めっき等による酸化防止の処置を施す。</del> <del>(9) 導体の絶縁支持物は、難燃性の無機絶縁物又は有機絶縁物を使用し、短絡時の衝撃力等に耐える支持構造とする。</del>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
R4版	1.2.9	表示	以下の項目を削除した。  <del>(2) JEM 1425「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」による高圧スイッチギヤは、次の事項を表示する銘板を前面扉に設ける。</del> 名称 形式 定格電圧[kV]、定格周波数[Hz]、定格電流[A] 定格短時間耐電流[kA] 定格商用周波耐電圧[kV]、定格雷インパルス耐電圧[kV] 製造者名又はその略号 受注者名(別銘板とすることができる。) 製造年月又はその略号 製造番号 規格番号	標準仕様書に整合	
第3節 22/33kV特別高圧スイッチギヤ					
第4節 66/77kV特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ					
第5節 低圧スイッチギヤ					
第6節 系統連系保護制御盤					
第7節 特別高圧監視制御装置					
第8節 絶縁監視装置					
R4版	1.8.2	構造一般	以下の字句を削除した。  (1) ドアを閉じた状態では、充電部が露出しないものとする。 <del>なお、ドア裏面の充電部が露出する部分は、感電防止の処置を施す。ただし、最大使用電圧が60V以下の場合には、その処置を省略することができる。</del>	標準仕様書に整合	
P425	1.8.3	キャビネット	以下の字句を変更、追加した。  <del>(1)(イ) ドア表面の上部に、名称板を設ける。</del> <u>(1)(イ) ドア表面の上部に、名称板を設ける。</u> <del>なお、名称板は、合成樹脂製(文字刻記又は文字印刷)とする。</del>	標準仕様書に整合	
R4版	1.8.3	キャビネット	以下の字句を削除した。  <del>(1) ドアは、全て錠付きとする。</del>	標準仕様書に整合	
第9節 機材の試験					
P426 P430	1.9.1	試験	以下の字句を変更した。 (1) 機器単体の試験は、表1.9.1により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受けず。 (2) キュービクル式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチギヤ等の試験は、表1.9.2により行い、監督職員に試験成績書を提出し、承諾を受けず。	標準仕様書に整合	
P431	表1.9.2	キュービクル式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチギヤ等の試験	以下の規格を変更した。  ○試験方法 <del>JEM 1425「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」</del> <del>JEM 1499「定格電圧72kV及び84kV用金属閉鎖形スイッチギヤ」</del>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
<b>第2章 施工</b>					
第1節 据付け					
第2節 配線					
第3節 施工の立会い及び試験					
P434	2.3.2	保護継電器の 整定等	以下の字句を変更した。  (1) 試験に先立ち、保護継電器（地絡及び過電流）の保護協調曲線を作成し、監督職員に提出し、 <del>承諾を受けする</del> 。 (2) <del>監督職員の承諾を受けたもの作成した保護協調曲線</del> に基づき、 <del>適切に電線路等を保護できるように</del> 整定を行う。	標準仕様書に整合	
P435	2.3.3	施工の試験	以下の字句を変更した。  (1) 機器の設置及び配線完了後に、表2.3.2により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <del>承諾を受けする</del> 。 (2) 変圧器ごとに低圧回路の漏れ電流を測定し、監督職員に試験成績書を提出し、 <del>承諾を受けする</del> 。 (3) 絶縁監視装置の試験は、次により行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <del>承諾を受けする</del> 。	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
<b>第 4 編 電力貯蔵設備工事</b>					
R4版	1.1.1	一般事項	左記の項目を削除した。	標準仕様書に整合	
R4版	第4節	分散電源エネルギーマネジメントシステム	左記の項目を削除した。	標準仕様書に整合	
<b>第 1 章 機材</b>					
第 1 節 直流電源装置					
P437	1.1.3	キャビネット	以下の字句を変更、追加した。  (1)(イ) ドアは、 <del>施錠でき、かつ、付きとし、次による。</del> <b>(a) 錠の鍵は、製造者の標準とする。ただし、錠の仕様等を指定する場合は、特記による。</b> <b>(b) ドアのハンドルは、製造者の標準とする。ただし、施錠・解錠状態表示付とする場合は、特記による。</b> <b>(c) ドアの</b> ちょう番は、ドア前面から見えない構造とする。 <b>(e) 90度以上開いた状態で</b> 固定できる構造とする。	標準仕様書に整合 (セキュリティ性能の確保のため。)	
P440	1.1.6	蓄電池	以下の字句を変更した。  (1)(イ) 減圧警報装置の検出部を <b>2セルに設けるものとし、検出部の個数、構造及び位置は製造者の標準とする。</b> ただし、制御弁式据置鉛蓄電池 <b>及び、</b> シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池及びリチウム二次電池の場合は、これに代えて温度上昇の検出部を設ける。	標準仕様書に整合	
P441	1.1.7	器具類	以下の字句を変更した。  (1)(エ) 双投電磁接触器は、 <del>(ア)TEM 1465「接触器式トランスファスイッチ」による。</del> <b>ほか、また、電源切替え等に使用する開閉頻度の少ないものは、</b> 次に示す性能以上のものとする <b>ことができる。</b> ただし、機械的又は電氣的にインターロックが <b>を</b> 施されてい <b>ず</b> 構成とする場合は、 <b>単投のものを(イ)による電磁接触器2個の組合せによるものとする</b> ことができる。 (a) 機械的耐久性 <b>51</b> 万回以上 (b) 電氣的耐久性 <b>±0.6</b> 万回以上	標準仕様書に整合	
第 2 節 交流無停電電源装置 (UPS)					
第 3 節 電力調整用蓄電装置					
P448	1.3.1	一般事項	以下の字句を変更、追加した。  (2) 電力 <b>平準化調整</b> 用蓄電装置は、 <b>中央監視制御装置等からの充電/放電指令を受け、蓄電池を用いて電力の平準化等の調整を行えるものとする。</b> 機能は、次によるものとし、特記による。 <b>(イ) 電給調整機能</b> <b>(a) 送電網の系統安定化のため、一般送配電事業者等が行う周波数制御及び電給バランス調整 (ディマンドリスポンス) に対応するための充電/放電を行う。</b> <b>なお、外部からの制御信号の通信方式等を特記する。</b>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
R4版	2.3.1	一般事項	以下の字句を削除した。  (2) <del>(7) 電力平準機能は、ピークシフト機能又はピークカット機能とし、次による。</del> (9) <del>放電停止機能は、次による。</del> <b>逆潮流機能</b> 構内に太陽光発電装置がある場合、受電点の電力を計測し、逆潮流時は、蓄電池の放電電力を停止し、太陽光発電による余剰電力のみ逆潮流させ、売電する。	標準仕様書に整合	
R4版	2.3.7	交直変換装置及び系統連系保護装置	以下の字句を削除した。  (1) 交直変換装置は、蓄電池より放電された直流電力を交流電力に変換し、負荷へ給電する機能と、商用の交流電力を直流電力に変換し、蓄電池へ充電する機能を有するもので、フィルタ、インバータ、出力変圧器等により構成する。 <b>また、交直変換装置が太陽光発電パワーコンディショナ能力をもったもの場合は、太陽光アレイを交直変換装置の蓄電池側に接続することができるものとする。</b>	標準仕様書に整合	
P450	1.3.8	計測、状態及び警報表示項目	以下の字句を変更、追加した。  (1) 計測表示項目は、次によるほか、製造者の標準と <b>ずし、遠方監視用端子を設ける。</b> <b>(5) 蓄電池残量[%]</b> なお、遠方監視用接点を設ける場合は、特記による。	標準仕様書に整合	
第4節 機材の試験					
P451 P452 P453	1.4.1	試験	以下の字句を変更した。  (2) 直流電源装置の試験は、 <b>表2-5-1表1.4.1</b> により行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けずる。</b> (3) UPSの試験は、表1.4.3により行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けずる。</b> ただし、簡易形、ラインインタラクティブ方式及び常時商用給電方式は、形式試験とすることができる。 (4) 電力 <b>平準化調整</b> 用蓄電装置の試験は、 <b>表2-5-4表1.4.4</b> により行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けずる。</b>	標準仕様書に整合	
第2章 施工					
第1節 据付け					
第2節 配線					
第3節 施工の立会い及び試験					
P455	2.3.2	施工の試験	以下の字句を変更した。  (1) 施工の試験は、次により行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けずる。</b>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
<b>第5編 発電設備工事</b>					
<b>第1章 機材</b>					
第1節 ディーゼルエンジン発電装置					
P456	1.1.1	一般事項	以下の字句を変更した。 (4)(イ) 周囲の <b>相対</b> 湿度は、85%以下とする。 (イ) 設置場所の高度は、標高1,000m以下とする。ただし、原動機の性能は、 <b>100m150m以下</b> を標準とする。	標準仕様書に整合	
P463	1.1.6.2	空気タンク、蓄電池等	以下の字句を変更した。 (3)(エ)(c) 減液警報装置の検出部を <b>2セルに設けるものとし、検出部の個数、構造及び位置は製造者の標準とする。</b> ただし、小形制御弁式鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、 <u>シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池及びリチウム二次電池</u> を使用する場合は、減液警報装置の代わりに温度上昇の検出部を設ける。	標準仕様書に整合	
P464	1.1.6.4	主燃料タンク等	以下の字句を変更、追加した。 (2)(カ) <b>油庫式燃料小出タンクの場合は、鋼板製の外箱に燃料小出タンクを組み込んだ一体型のものとし、次による。</b> (a) <b>内蔵する燃料小出タンクは、(2)(7)から(イ)による。</b> (b) <b>外箱は鋼板製とし、防油堤、油溜ます、点検口及び通気孔（防火ダンパー付）を備える。</b> (3)(7) <b>キャビネットは、標準厚さ1.2mm1.5mm以上のステンレス鋼板製とする。</b> (4) <b>主燃料タンクから離れた給油ボックスで注油を行う場合又は複数の主燃料タンクがある場合において、給油ボックスと遠隔油量指示計を共用形とする場合は、特記による。</b>	標準仕様書に整合	
P466	1.1.8	配管材料等	以下の字句を追加した。 (3) <b>燃料油配管の金属製フレキシブルジョイントは、呼び径40A以上のものについては、「可撓管継手の設置等に関する運用基準について」（昭和56年3月9日付け 消防危第20号）に規定する「可撓管継手に関する技術上の指針」に適合したものとし、呼び径40A未満のものについては、同等の構造・性能のものとする。</b> (4) <b>燃料油配管の金属製フレキシブルジョイントの全長は、表1.1.10による。</b> <b>なお、原動機への接続用は、この限りでない。</b>  以下の表を追加した。 <b>表1.1.10 / 燃料油配管のフレキシブルジョイントの長さ</b>	標準仕様書に整合	
第2節 ガスエンジン発電装置					
第3節 ガスタービン発電装置					
第4節 マイクロガスタービン発電装置					
第5節 燃料電池発電装置					
第6節 熱併給発電装置（コージェネレーション装置）					

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容		備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨	
第7節 太陽光発電装置				
P482 P483	1.7.2	太陽電池アレイ	<p>以下の字句を変更、追加した。</p> <p>(4)(イ) <u>設置面からのアレイの最高高さが9mを超える場合</u>  <u>(f) 屋根ふき材、壁材、窓材等の建材としての機能を併せ持つ場合</u>  <u>(5)(f)(b)④ 標準使用状態：温度 -20～+40℃、湿度 45～95%</u>  <u>(c) 絶縁抵抗値：測定した絶縁抵抗と太陽電池モジュール面積との積が40MΩ・m<sup>2</sup>以上</u></p>	標準仕様書に整合
P484 P485	1.7.4	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	<p>以下の字句を追加した。</p> <p>(1)(h) <u>パワーコンディショナの出力制御を行うものは、次の機能を有するものとし、適用は特記による。</u>  <u>(a) 出力制御は、パワーコンディショナと出力制御ユニットの組合せで行うものとし、次の機能を有するものとする。ただし、全部を一体形とすることができる。</u>  <u>① 出力制御機能：出力制御ユニットからの制御信号を受けて、パワーコンディショナの出力（上限値）を定格出力の100～0%まで、1%単位で増減できるもの。</u>  <u>② 出力制御単位：1分以下</u>  <u>③ 制御方式：自家消費を目的とした負荷追従制御とし、受電電力の値を出力制御ユニットが取得し、受電電力の値を超えないようにパワーコンディショナの出力を調整できるものとする。</u>  <u>なお、送配電網の系統安定化のため、一般送配電事業者等を行う需給バランス制約に対応する出力制御を行う場合は、外部から取得する出力制御情報の通信方式等を特記する。</u>  <u>(b) 出力制御ユニットは、出力制御情報等を取得し、パワーコンディショナの出力を制御する機能を有し、出力制御ユニットの設置は特記による。</u>  <u>(3) 蓄電池一体型パワーコンディショナは、パワーコンディショナと蓄電池を一体として構成し、次の機能を有するものとし、適用は特記による。</u>  <u>(a) 蓄電池は、リチウム二次電池とし、次による。</u>  <u>① 蓄電池の電圧範囲は、製造者の標準とする。</u>  <u>② 蓄電池のセル数は、製造者の標準とする。</u>  <u>③ 蓄電池異常監視は、製造者の標準とする。</u>  <u>(b) ピークシフト・ピークカット機能は次のいずれかとする。</u>  <u>① あらかじめ設定した運転パターン又はスケジュールに従って、充放電電力値の設定を行い、その値で運転する。</u>  <u>② 充電電力値及び開始時間を設定し、1日単位でスケジュールに従って自動運転する。</u>  <u>③ 外部機器からの信号により運転する。</u>  <u>(c) 蓄電池の充電は、通常運転時は原則として太陽電池から行うものとし、商用電源側からの充電は行わないものとする。</u></p> <p>以下の字句を変更、追加した。</p> <p>(1)(f)(c) <u>パワーコンディショナ内部の系統連系用交流接続部は、配線用遮断器又は漏電遮断器とし、(逆接続が可能型)を設けなものとする。</u>  <u>(g) PV直流用SPDは、特記により設けるものとし、内蔵又は付属する場合は、次によるほか、JIS C 5381-31「低圧サージ防護デバイス-第31部：太陽電池設備の直流側に接続するサージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」による。</u>  <u>なお、PV直流用SPDは、特性に適合したSPD分離器と組合せて設けるものとする。</u></p>	標準仕様書に整合
第8節 風力発電装置				
第9節 小規模発電装置				

## 2. 主な改定内容一覧

規 定			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
第10節 機材の試験					
P490 P491 P492	1.10.1.1	発電機及び原動機の試験	以下の字句を変更した。  (1) 発電機単体の試験は、製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認するほか、JEM 1354「エンジン駆動陸用同期発電機」及びJEC-2130「同期機」による次の試験で設計図書に示されている性能であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。 (2) 原動機単体の試験は、製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認するほか、原動機単体の出力が設計図書に示されている出力以上であることを形式試験により確認し、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。 (3) 発電機と原動機を組合せた状態で行う試験は、次の試験で設計図書に示されている性能であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。	標準仕様書に整合	
P492	1.10.1.2	配電盤の試験	以下の字句を変更した。  (1) 製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。 (2) 次の試験により設計図書に示されている性能であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。	標準仕様書に整合	
P492 P493	1.10.1.3	補機附属装置の試験	以下の字句を変更した。  (1) 空気圧縮機の試験は、製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。 (4) 燃料ガス加圧装置及び排気ガス処理装置の試験は、製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。 (5) 地下貯蔵タンクのふた（二重ふた付）の試験は、表1.10.3による形式試験とし、監督職員に形式試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。	標準仕様書に整合	
P493	1.10.1.5	系統連系に係る試験	以下の字句を変更した。  (1) 系統連系をする発電装置は、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」に示す動作及び特性を確認し、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。	標準仕様書に整合	
P493	1.10.2	燃料電池発電装置の試験	以下の字句を変更した。  (2) 燃料電池発電装置において、りん酸形燃料電池である場合の試験は、表1.10.4により行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。また、出力10kW未満の固体高分子形又は固体酸化物形の燃料電池発電装置の試験は、1.10.6「 <b>小出力規模</b> 発電装置の試験」による。	標準仕様書に整合	
P494	1.10.3	熱併給発電装置（コージェネレーション装置）の試験	以下の字句を変更した。  (2) 排熱回収装置の試験は、関係法令に定めるところによるほか、製造者の社内規格による試験方法で、設計図書に示された構造、性能及び次による内容を確認し、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。	標準仕様書に整合	
P494	1.10.4	太陽光発電装置の試験	以下の字句を変更した。  (1) 器具単体の試験は、第3編1.9.1「試験」(1)による。また、太陽光発電装置及び支持構造物は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に規定されている荷重に耐えるものとし、構造耐力上安全である旨の計算書等を監督職員に提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。 (2) 太陽光発電装置の試験は、表1.10.5により行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
P496	表1.10.5	太陽光発電装置の試験	<p>以下の字句を追加した。</p> <p>○機器／試験内容 PV直流用SPD／JIS C 5381-31「低圧サージ防護デバイス—第31部：太陽電池設備の直流側に接続するサージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」によるものとし、各種類及び定格について1個以上試験する。</p> <p><b>なお、標準形能動的単独運転検出方式の場合は、JEM 1498「分散型電源用単相パワーコンディショナの標準形能動的単独運転検出方式（ステップ注入付周波数フィードバック方式）」又はJEM 1505「低圧配電線に連系する太陽光発電用三相パワーコンディショナの標準形能動的単独運転検出方式（ステップ注入付周波数フィードバック方式）」による。</b></p>	標準仕様書に整合	
P496	1.10.5	風力発電装置の試験	<p>以下の字句を変更した。</p> <p>(1) 器具単体の試験は、第3編1.9.1「試験」(1)による。また、風車発電装置及び支持構造物は、建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力に耐えるものとし、構造耐力上安全である旨の計算書等を監督職員に提出し、<b>承諾を受けず</b>る。</p> <p>(2) 風力発電装置の試験は、表1.10.6により行い、監督職員に試験成績書を提出し、<b>承諾を受けず</b>る。</p>	標準仕様書に整合	
P497	1.10.6	小規模発電装置の試験	<p>以下の字句を変更した。</p> <p>(2) 小<b>出力規模</b>発電装置の試験は、表1.10.7により行い、監督職員に試験成績書を提出し、<b>承諾を受けず</b>る。</p>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容		改 定 趣 旨	
<b>第2章 施工</b>					
第1節 ディーゼルエンジン発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の据付け					
P499	2.1.3	発電機及び原動機の据付け	以下の字句を追加した。 (1)(7) 発電装置は、操作・点検・保守に必要な離隔距離を確保できる位置に据付ける。 <u>また、離隔距離について、所轄消防機関に確認を行う。</u>	標準仕様書に整合	
P499 P500	2.1.6	主燃料タンク等の据付け	以下の字句を追加した。 <u>(3) 油庫式燃料小出タンクの据付けは、次によるほか、特記による。</u> <u>(7) 油庫式燃料小出タンクは、ボルトを用いて基礎等に固定する。</u> <u>(4) 通気管は、(1)(4)による。</u> <u>なお、油庫式燃料小出タンクを屋上階等に設置する場合の通気管の先端の位置は、設置した床面から4m以上とする。</u> <u>(5) 関係法令等により、注意標識等を視認しやすい場所に設ける。</u>	標準仕様書に整合	
P501 P502	2.1.7.2	燃料系統配管	以下の字句を変更した。 (1)(7)(a) <u>コーティングは、厚さが管外面から1.5mm以上、かつ、コーティングの材料が管外面に密着しているコーティング材料及びコーティング方法とする。は、JIS G 9469「ポリエチレン被覆鋼管」附属書A(規定)「被覆用ポリエチレン」JIS G 3477-1「ポリエチレン被覆鋼管—第1部：外面3層ポリエチレン押出被覆鋼管」、JIS G 3477-2「ポリエチレン被覆鋼管—第2部：外面ポリエチレン押出被覆鋼管」又はJIS G 3477-3「ポリエチレン被覆鋼管—第3部：外面ポリエチレン粉体被覆鋼管」に定めるポリエチレン又はこれらと同等以上の防食効果を有するものとする。</u> (c) <u>地中埋設配管には、標識シート等を2倍長以上重ね合わせて管頂と地表面（舗装のある場合は、舗装下面）のほぼ中間に設ける。また、分岐及び曲り部には、特記による埋設標を設置する。また、埋設表示のためのアルミ又はビニル等のテープを埋設する。</u>	標準仕様書に整合	
R4版	2.1.7.2	燃料系統配管	以下の字句を削除した。 (7)(d)① <u>呼び径40A以上のものについては、「可撓管継手の設置等に関する運用基準について」（昭和56年3月9日付け消防防危第20号）に規定する「可撓管継手に関する技術上の指針」に適合したものとし、呼び径40A未満のものについては、同等の構造・性能のものとする。</u> <u>② フレキシブルジョイントは、ステンレス鋼製とし、フランジ部分は、鋼製とする。</u> <u>③ 金属製フレキシブルジョイントの全長は、表2.1.3による。</u> <u>なお、原動機への接続用は、この限りでない。</u>  以下の表を削除した。 <b>表2.1.3/燃料油配管のフレキシブルジョイントの長さ</b>	標準仕様書に整合	
P503	2.1.9	接地	以下の字句を追加した。 (1)(7) <u>給油ボックスのタンクローリー用接地端子には、D種接地工事を施す。</u> (4) <u>給油ボックスに設ける油量指示計には、液面検出部の防爆性能に適合した接地工事を施す。</u>	標準仕様書に整合	
第2節 燃料電池発電設備の据付け					
第3節 熱併給発電設備（コージェネレーション設備）の据付け					

## 2. 主な改定内容一覧

規 定			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
第4節 太陽光発電設備の据付け					
P504	2.4.6	表示	以下の字句を変更、追加した。  (1) <del>接続箱と、パワーコンディショナ等の間の機器及び太陽電池アレイからパワーコンディショナまでの直流配線、配管等に太陽光直流配線注意等の注意表示を行う。</del> <b>(2) 関係法令等により、注意標識等を視認しやすい場所に設ける。</b>	標準仕様書に整合	
第5節 風力発電設備の据付け					
第6節 小出力発電設備の据付け					
第7節 施工の立会い及び試験					
P506	2.7.2	ディーゼルエンジン発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の試験	以下の字句を変更、追加した。  (1) 機器の設置及び配線完了後に、次により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <del>承諾を受けする。</del> <b>(イ) (b) ガスタービン発電装置及びマイクロガスタービン発電装置は、異常な振動が発生していないことを確認する。</b>	標準仕様書に整合	
P507	2.7.3	燃料電池発電設備の試験	以下の字句を変更した。  (1) 燃料電池発電設備において、りん酸形燃料電池である場合は、機器の設置及び配線完了後に、表2.7.3により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <del>承諾を受けする。</del>	標準仕様書に整合	
P507	2.7.4	熱併給発電設備（コージェネレーション設備）の試験	以下の字句を変更した。  (1) 発電装置の試験は、2.7.2「ディーゼルエンジン発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の試験」及び2.7.3「燃料電池発電設備の試験」の当該項目及び排熱回収装置の試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <del>承諾を受けする。</del>  (2) (イ) 測定データに基づいて算出した回収熱量計算書を監督職員に提出し、 <del>承諾を受けする。</del>	標準仕様書に整合	
P507	2.7.5	太陽光発電設備の試験	以下の字句を変更した。  (1) 機器の設置及び配線完了後に、表2.7.4により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <del>承諾を受けする。</del>	標準仕様書に整合	
P507	2.7.6	風力発電設備の試験	以下の字句を変更した。  (1) 機器の設置及び配線完了後に、表2.7.5により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <del>承諾を受けする。</del>	標準仕様書に整合	
P508	2.7.7	小規模発電設備の試験	以下の字句を変更した。  (1) 機器の設置及び配線完了後に、表2.7.6により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <del>承諾を受けする。</del>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
<b>第6編 通信・情報設備工事</b>					
<b>第1章 機材</b>					
第1節 電線類					
P510	表1.1.1	電線類	以下の字句を変更した。 ○呼称（図示記号） EM-光ファイバケーブル（EM-OP- <del>OM1、OM2、</del> OM3、OM4）（EM-OP-OS1 <del>a、</del> OS2）	標準仕様書に整合	
第2節 電線保護物類					
P510	1.2.2	プルボックス、金属ダクト及びケーブルラック	以下の字句を変更、追加した。 (3)(イ) トレー形ケーブルラック <del>親げたの側面と底板を</del> は、一体成形又は <del>溶接、かしめ若しくはねじ止めにより機械的に</del> 接続したものとする。 <del>(エ) 電力設備と共用する場合は、第2編1.2.8「ケーブルラック」による。</del>	標準仕様書に整合	
第3節 配線器具					
第4節 端子盤・機器収納ラック等					
P511	1.4.1	一般事項	以下の字句を変更した。 (5) <del>最大使用電圧が60Vを超える回路の充電部が露出する部分</del> は、外部から手を触れられない構造とする。	標準仕様書に整合	
P512	1.4.2	端子盤等	以下の字句を追加した。 (1)(イ)(c) ドアは、錠付きとし、 <del>次による。</del> <del>① 錠の鍵は、製造者の標準とする。ただし、鍵の仕様等を指定する場合は、特記による。</del> <del>② ドアのハンドルは、表面に突出しない構造で非鉄金属製又はステンレス鋼製とする。</del> <del>なお、施錠・解錠状態表示付とする場合は、特記による。</del>	標準仕様書に整合 (セキュリティ性能の確保のため。)	
P513	1.4.3	機器収納ラック	以下の字句を追加した。 (1)(イ) <del>ドアは、錠付きとし、次による。</del> <del>(a) 錠の鍵は、製造者の標準とする。ただし、鍵の仕様等を指定する場合は、特記による。</del> <del>(b) ドアのハンドルは、表面に突出しない構造で非鉄金属製又はステンレス鋼製とする。</del> <del>なお、施錠・解錠状態表示付とする場合は、特記による。</del>	標準仕様書に整合 (セキュリティ性能の確保のため。)	
P514	表1.4.5	通信用SPDの用途別性能	以下の字句を変更、削除した。 ○詳細事項／定格電流／使用周波数帯域 EM-UTPケーブル： <del>PoE(Cat. 3以上)／330mA以上</del> 電話回線： <del>ISDN回線、ADSL回線</del> EM-同軸ケーブル： <del>デジタル式カメラ同軸伝送方式／10MHz 3GHz以下</del>	標準仕様書に整合	
第5節 構内情報通信網装置					
R4版	表1.5.3	広域網（WAN）インタフェース	以下の項目を削除した。 ○インタフェース種別 <del>ISDN基本</del> <del>ISDN＝次群</del> <del>ADSL</del>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
P515	1.5.1	一般事項	以下の字句を変更した。 (11)(イ) <u>PoEは、1ポート当たり15.4W又は30.0Wに必要な電力を供給する機能を有するものとし、その区別は、特記特記がなければ、表1.5.4による。</u> 以下の表を追加した。 <b>表1.5.4/PoE の分類</b>	標準仕様書に整合	
R4版	表1.5.4	無線LANの分類	以下の項目を削除した。 ○ <b>拡散方式</b>	標準仕様書に整合	
P517	表1.5.5	無線LANの分類	以下の項目を追加した。 ○最大伝送速度 <b>9.6Gbps</b>	標準仕様書に整合	
P519	1.5.8	機器収納ラック	以下の字句を変更、追加した。 (1)(7) <u>前面ドアは、錠付きとし、施錠した状態で搭載機器のLED表示等が確認できる構造とす次による。</u> <u>(a) 錠の鍵は、製造者の標準とする。ただし、鍵の仕様等を指定する場合は、特記による。</u> <u>(b) 施錠した状態で搭載機器のLED表示等が確認できる構造とする。</u>	標準仕様書に整合 (セキュリティ性能の確保のため。)	
P519	1.5.10	表示	以下の字句を追加した。 (1)(エ) <u>受注者名(別銘板とすることができる。)</u>	標準仕様書に整合	
第6節 構内交換装置					
第7節 情報表示装置					
R4版	表1.7.1	ディスプレイの性能	以下の項目を削除した。 ○項目/性能 <b>入力端子/映像1系統</b>	標準仕様書に整合	
R4版	表1.7.3	表示項目(マルチサイン装置及び出退表示装置)	以下の項目を削除した。 ○ <b>露出形表示盤用電源装置</b>	標準仕様書に整合	
第8節 映像・音響装置					
第9節 拡声装置					
第10節 誘導支援装置					
P534	1.10.3	インターホン	以下の字句を変更した。 (1) インターホンは、次によるほか、JIS C 6020「インターホン通則」による。 <u>なお、仕上げ色は、製造者の標準色とする。</u> (7) <u>親機は、呼出し音量を調節する機能を有するものとする。</u>	標準仕様書に整合 独自内容の修正	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
P535	1. 10. 6	トイレ等呼出装置	以下の字句を変更、削除した。 (1) トイレ等呼出装置は、呼出表示器、呼出ボタン、呼出表示灯、 <del>復旧ボタン</del> 等で構成する。 (7) (a) 表示窓及び <del>復旧ボタン機能</del> を設ける。 (b) 呼出音 <del>及び</del> 、表示窓等により、トイレ等からの呼出しが確認できるものとする。 (c) 複数のトイレ等からの呼出位置を、表示窓等により確認できるものとする。 (d) 表示窓等には、呼出位置を確認できる名称板等を設ける。 <del>(f) 仕上げ色は、製造者の標準色とする。</del> <del>(i) (e) 仕上げ色は、製造者の標準色とする。</del> <del>(e) 復旧ボタンは、呼出ボタンによる動作を停止できるものとする。</del> <del>(i) 通話子機は、次による。</del> <del>(a) 呼出ボタンにより呼出した際、呼出表示器と通話ができるものとする。</del> <del>(b) 通話子機は、壁付形又は天井埋込形とし、特記による。</del>	標準仕様書に整合	
P535	1. 10. 10	住宅情報盤装置	以下の字句を追加した。 (3) センサ部への配線は、 <u>使用電圧が30V以下の小勢力回路</u> とする。	独自内容の修正	
P536	1. 10. 11	インターホンオートロック装置	以下の字句を変更した。 (5) (i) オートドアの解錠は、住宅情報盤 <u>又は管理室親機</u> の解錠操作、集合玄関機のテンキー操作、キースイッチ操作 <u>又は若しくは</u> 非接触キー操作により行う。	独自内容の修正	
第1 1 節 テレビ共同受信装置					
P536	1. 11. 2	機器	以下の字句を変更した。 (1) (e) 増幅器には、屋外との信号入出力部に <u>雷保護装置</u> 、 <u>1. 4. 5 「通信用SPD」による通信用SPD</u> を設ける。	標準仕様書に整合	
第1 2 節 テレビ電波障害防除装置					
第1 3 節 監視カメラ装置					
P538	1. 13. 1	一般事項	以下の字句を変更した。 (2) (7) (c) ネットワークインタフェースは、 <del>10BASE-</del> <u>100BASE-TX</u> 又は <u>1000BASE-T</u> とする。	標準仕様書に整合	
P540	1. 13. 5	その他	以下の字句を追加した。 <del>(6) 動体検知の機能等は、特記による。</del>	標準仕様書に整合	
第1 4 節 駐車場管制装置					
P541	1. 14. 3	検知器	以下の字句を変更、追加した。 <del>(3) マイクロ波式検知器は、製造者標準とする。</del> (5) 光線式検知器、超音波センサ式検知器、 <u>マイクロ波式検知器</u> 及びループコイル式検知器の性能は、次による。 (i) 検出対象速度 2～ <del>40</del> <u>20</u> km/h	標準仕様書に整合	
P541	1. 14. 4	信号灯・警報灯（回転灯）	以下の字句を追加した。 (2) 外箱の構造は、標準厚さ1.2mm以上の鋼板製 <u>(錠付き)</u> とし、 <u>製造者の標準色</u> とする。	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容		改 定 趣 旨	
第15節 防犯・入退室管理装置					
第16節 自動火災報知装置					
P545	1.16.3	副受信機・表示装置	以下の字句を変更、削除した。 (1)(イ) 地区表示部・音響停止スイッチ、 <del>及び</del> スイッチ注意灯 <del>及び電話用ジャック(受信機と併設のもの)</del> を設ける。ただし、P型1級受信機又はR型受信機の副受信機とならない場合は、 <del>電話ジャックを省略することができる。</del>	標準仕様書に整合	
P545	1.16.7	地区警報装置	以下の字句を追加した。 (1)(イ) 光警報装置は、「 <u>光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について(通知)</u> 」(平成28年9月6日消防予第264号)で定める基準によるほか、次による。	標準仕様書に整合	
P546	表1.16.1	表示項目	以下の字句を変更した。 ○副受信機/感知器/発信機、中継器 種別、 <del>及び型式番号</del> 型式/製造年月 <sup>*2</sup> /製造年月 <sup>*2</sup>	標準仕様書に整合	
P547	表1.16.2	表示項目	以下の字句を変更した。 ○警報ベル/消火栓ポンプ起動装置(移報器)/回路試験器、 <del>差動スポット試験器</del> /機器収容箱 製造年月 <sup>*</sup> /製造年月 <sup>*</sup> /製造年月 <sup>*</sup> /製造年月 <sup>*</sup>	標準仕様書に整合	
P547	表1.16.3	表示項目	以下の字句を変更した。 ○共同住宅用受信機、住戸用受信機/補助音響装置/戸外表示器 製造年月 <sup>*1</sup> /製造年月 <sup>*1</sup> /製造年月 <sup>*1</sup>	独自内容の修正	
第17節 自動閉鎖装置(自動閉鎖機構)					
P548	表1.17.1	表示項目	以下の字句を変更した。 ○連動制御器/自動閉鎖装置/感知器 製造年月 <sup>*</sup> /製造年月 <sup>*</sup> /製造年月 <sup>*</sup>	標準仕様書に整合	
第18節 非常警報装置					
第19節 ガス漏れ火災警報装置					
第20節 外線材料					

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容		備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨	
第 2 1 節 機材の試験				
P550 P551 P552 P553 P554 P555 P556 P557	1. 21. 1	試験	<p>以下の字句を変更、追加した。</p> <p>(1)(7) 端子盤の試験は、表1. 21. 1により行い、監督職員に試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする</del>。</p> <p>(4) 通信用SPDの試験は、表1. 21. 2により行い、監督職員に試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする</del>。</p> <p>(3) 構内情報通信網装置の試験は、表1. 21. 3による形式試験とし、監督職員に形式試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする</del>。</p> <p>(4) 構内交換装置の試験は、製造者の社内規格による試験方法で行い、設計図書に示された構造、性能及び機能であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする</del>。</p> <p>(5) マルチサイン装置の試験は、表1. 21. 4により行い、監督職員に試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする</del>。</p> <p>(6) 出退表示装置の試験は、表1. 21. 6により行い、監督職員に試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする</del>。</p> <p>(7) 時刻表示装置の試験は、表1. 21. 8により行い、監督職員に試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする</del>。</p> <p>(8) 映像・音響装置及び拡声装置の試験は、表1. 21. 10による形式試験とし、監督職員に形式試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする</del>。ただし、FM用アンテナの試験は、特記による。</p> <p>(9) 誘導支援装置の試験は、表1. 21. 13による形式試験とし、監督職員に形式試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする</del>。ただし、住宅情報盤装置及び電気制御式宅配ボックス装置の試験は、特記による。</p> <p>(10) テレビ共同受信装置及びテレビ電波障害防除装置は、表1. 21. 14による形式試験とし、監督職員に形式試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする</del>。ただし、次の機器の試験は、特記による。</p> <p>(11) 監視カメラ装置の試験は、表1. 21. 15による形式試験とし、監督職員に形式試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする</del>。</p> <p>(12) 駐車場管制装置の試験は、表1. 21. 16により行い、監督職員に試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする</del>。</p> <p>(13) 防犯・入退室管理装置の試験は、表1. 21. 17により行い、監督職員に試験成績書を提出し、<del>承諾を受けする</del>。</p> <p>(14) 自動火災報知装置、自動閉鎖装置（自動閉鎖機構）、非常警報装置及びガス漏れ火災警報装置は、関係法令に適合した旨を証明するものを監督職員に提出する。</p> <p><b><u>なお、光警報装置の試験は、製造者の社内規格による試験方法で行い、設計図書に示された構造、性能及び機能であることを確認し、監督職員に試験成績書を提出する。</u></b></p>	標準仕様書に整合

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
<b>第2章 施工</b>					
第1節 共通事項					
P559	2.1.11	機器の取付け	以下の字句を追加した。  (1) <del>(7) コンクリート埋込みのボックス、端子盤の外箱等は、型枠に取付ける。</del> <b>なお、外箱等に仮枠を使用する場合は、外箱等を取付けた後にその周囲のすき間をモルタルで充てんする。</b>	標準仕様書に整合	
第2節 金属管配線					
R4版	2.2.2	隠ぺい配管の敷設	以下の字句を削除した。  <del>(7) 管の曲げ半径（内側半径とする。）は、管内径の6倍以上とし、曲げ角度は、90度を超えてはならない。また、1区間の屈曲箇所は、4箇所以下とし、その曲げ角度の合計値が270度を超えてはならない。ただし、屋内通信線を収容する場合の1区間の屈曲箇所は、5箇所以下とすることができる。</del> <del>(4) コンクリート埋込みのボックス及び端子盤の外箱等は、型枠に取付ける。</del> <b>なお、外箱等に仮枠を使用した場合は、外箱等を取付けた後に、その周囲のすき間をモルタルで充てんする。</b>	標準仕様書に整合	
P560	表2.2.1	隠ぺい配管の位置ボックス及びジョイントボックスの使用区分	以下の項目を追加した。  ○用途 <b>壁掛形表示器</b> <b>押しボタンスイッチ</b>	独自内容の修正	
第3節 合成樹脂管配線（P F 管、C D 管及び硬質ビニル管）					
第4節 金属製可とう電線管配線					
第5節 金属ダクト配線					
第6節 金属線び配線					
第7節 ケーブル配線（光ファイバケーブルを除く。）					
P563	表2.7.1	ケーブルの曲げ半径	以下の項目を削除した。  ○敷設中の曲げ半径  以下の字句を変更した。  ○ケーブルの種類／接続及び固定時の曲げ半径 EM-UTPケーブル（4対を超えるもの）／ <del>仕上がり外径の10倍以上製造者説明書推奨値</del>	標準仕様書に整合	
第8節 光ファイバケーブル配線					
第9節 床上配線					
第10節 架空配線					
第11節 地中配線					
R4版	2.11.3	管路等の敷設	以下の字句を削除した。  <del>(2) 地中配線には、標識シート等を2倍長以上重ね合わせて管頂と地表面（舗装のある場合は、舗装下面）のほぼ中間に設け、おおむね2mの間隔で用途を表示する。</del> <b>なお、地中配線に標識シート等を設ける場合は、特記による。</b>	独自内容の修正	
第12節 接地					

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
第1 3 節 構内情報通信網設備					
第1 4 節 構内交換設備					
第1 5 節 情報表示設備					
第1 6 節 映像・音響設備					
第1 7 節 拡声設備					
第1 8 節 誘導支援設備					
P569	2.18.2	機器の取付け	以下の字句を変更した。 (4)(7) 集合玄関機には、製造者の標準による操作説明 <b>板表示</b> を設ける。	独自内容の修正	
第1 9 節 テレビ共同受信設備					
P569	2.19.3	受信調査	以下の字句を追加した。 (1) <b>地上放送は、最上階床コンクリート打設直後に、特記されたチャンネルに対して、アンテナ取付け予定位置及びその周辺について、次の項目を測定及び調査する。</b> (2) <b>衛星放送は、最上階床コンクリート打設直後に、特記されたチャンネルに対して、アンテナ取付け予定位置及びその周辺について、次の項目を測定及び調査する。</b> (7) <b>端子電圧 (受信レベル)</b> (4) <b>C/N比</b> (9) <b>ビット誤り率 (BER)</b>	独自内容の修正	
第2 0 節 テレビ電波障害防除設備					
第2 1 節 監視カメラ設備					
第2 2 節 駐車場管制設備					
第2 3 節 防犯・入退室管理設備					
第2 4 節 自動火災報知設備					
P573	2.24.2	機器の取付け	以下の字句を変更した。 (9) 押入れ、物入れ等で、感知器に損傷のおそれのある場合は、 <b>その構造</b> や防護カバー等により保護する。	独自内容の修正	
第2 5 節 自動閉鎖設備 (自動閉鎖機構)					
第2 6 節 非常警報設備					
第2 7 節 ガス漏れ火災警報設備					
第2 8 節 施工の立会い及び試験					
P574 P578	2.28.2	施工の試験	以下の字句を変更した。 (1) 次により試験を行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。  以下の字句を追加した。 (7) 自動火災報知設備、非常警報設備 (非常ベル、自動式サイレン、非常用放送設備) 及びガス漏れ火災警報設備の試験は、関係法令に基づいて行う。 <b>なお、光警報装置は、機器接続後に表2.28.14による試験を行う。</b>  以下の表を追加した。 <b>表2.28.14/光警報装置の試験</b>	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定		主 な 改 定 内 容			備 考
		改 定 内 容	改 定 趣 旨		
<b>第7編 中央監視制御設備工事</b>					
<b>第1章 機材</b>					
第1節 共通事項					
第2節 警報盤					
P579	1.2.4	器具類	以下の字句を変更した。  (2) <b>補助継電器制御装置</b> は、 <b>第2編1.12.6「器具類」(11)</b> に <b>よ製造者の標準とする。</b>	標準仕様書に整合	
第3節 簡易形監視制御装置					
R4版	1.3.1	一般事項	以下の字句を削除した。  (4) <del>(イ) 記録装置</del> <del>温度 10～30℃</del> <del>湿度 30～80%RH</del>	標準仕様書に整合	
P580 P581 P582 P583	表1.3.1	監視制御装置の機能	以下の項目を追加した。  ○ <b>監視・計測・計量・表示・操作</b> <b>計量</b> ○ <b>制御</b> <b>カレンダー管理、最適運転制御</b> ○ <b>保全業務支援</b> <b>施設管理図書保存・表示機能、集中検針</b> ○ <b>エネルギー管理</b> <b>エネルギー管理用データ収集機能、エネルギー管理用グラフ作成機能</b> ○ <b>エネルギー需給制御</b> <b>電力需要予測機能、再生可能エネルギー発電予測機能、最適運転計画策定機能、個別設定機能、ピークカット機能、電力補償機能、分散電源等状態表示機能</b> ○ <b>セキュリティ</b> <b>アンチウイルス・マルウェア検知、不許可媒体監視</b>	標準仕様書に整合 (電力需要の最適化のため。)	
R4版	表1.3.1	監視制御装置の機能	以下の項目を削除した。  <b>無効電力制御/変圧器台数制御/照明制御/台数制御</b> <b>(熱源・ポンプ)/外気取入制御/最適起動/停止制御</b> <b>インバータ制御/蓄熱槽制御/変流量送水圧力設定制御</b> <b>PMV管理制御/防災・防犯インテグレーション機能/クライア</b> <b>ント操作機能/ユーザーオペレーション機能/統計処理機能</b> <b>/通信処理機能/長期データ収集機能</b>	標準仕様書に整合	
P584	1.3.4	記録装置	以下の字句を追加した。  (1) 印字装置は、メッセージ印字等を行うものとするほか、A4判以上の単票に英字、数字、かな、記号、漢字、図形、表等をカラーで印刷できるものとし、 <b>印字装置の設置及び印字方式</b> は、特記による。ただし、簡易型監視制御装置に内蔵される印字装置は、製造者の標準とする。	標準仕様書に整合	
第4節 監視制御装置					
P586	<b>1.4.3</b>	<b>エネルギー管理装置</b>	左記の項目を追加した。	標準仕様書に整合	
P586	<b>1.4.4</b>	<b>エネルギー需給制御装置</b>	左記の項目を追加した。	標準仕様書に整合	

## 2. 主な改定内容一覧

規 定			主 な 改 定 内 容		備 考
			改 定 内 容	改 定 趣 旨	
第5節 機材の試験					
P587	1.5.1	試験	以下の字句を変更した。 (1) 器具単体の試験は、第3編1.9.1「試験」表1.9.1により行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。 (2) 警報盤の試験は、表1.5.1により行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。 (3) 簡易形監視制御装置、監視制御装置、エネルギー管理装置及びエネルギー需給制御装置の試験は、表1.5.2により行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。	標準仕様書に整合	
第2章 施工					
第1節 据付け					
P588	<b>2.1.2</b>	<b>耐震施工</b>	左記の項目を追加した。	標準仕様書に整合	
第2節 配線					
第3節 施工の立会い及び試験					
P589	2.3.2	施工の試験	以下の字句を変更、追加した。 (1) 施工の試験は、次により行い、監督職員に試験成績書を提出し、 <b>承諾を受けず</b> る。 <b>(イ) EM-UTPケーブル配線の伝送品質測定は、第6編2.28.2「施工の試験」(1)(イ)により行う。</b> <b>(エ) 積算値等の値について、計測計器側と中央監視装置側との信号(乗率、単位、パルスウェイト等)の受け渡しを照合し、整合性を確認する。</b>	標準仕様書に整合	

### 3. 機械編

令和7年度版 公共住宅建設工事共通仕様書 【機械編】 主な改定内容一覧

項目			主な改定内容		備考
			改定内容	改定趣旨	
機 械 編					
全般					
P	—	各編共通	官庁管轄「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」（以下、標準仕様書）に合わせて改定した項目については、令和7年度版公住仕改定対比表を参照。	標準仕様書改定と整合	
P	—	各編共通	同上2025年11月5日付・修補版を反映	標準仕様書（2025/11/5・修補版）と整合	
P	—	各編共通	令和4年度版までは、項目番号が(1)(7)(a)のみの場合は番号が省略されていたが、番号付与に改定	標準仕様書改定と整合	
P	—	各編共通	各地方自治体等 → <a href="#">地方公共団体</a>	用語の統一 標準仕様書改定と整合	
P	—	各編共通	ビニル管 → <a href="#">塩ビ管</a>	用語の統一 標準仕様書改定と整合	
第1編 一般共通事項					
P	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	
P	1.7.3	保全に関する資料	(3) 取扱い説明書を備える住戸内機器 ・洗濯排水パン → 洗濯用防水パン ・レンジ用フードファン → レンジフードファン ・ルームエアコン <a href="#">ディショナ</a> → ルームエアコン ・FF型暖房機 → 削除	・「洗濯機用防水パン」に名称統一 ・レンジフードファン、ルームエアコンが一般的な名称となっているため ・「FF型暖房機」は仕様書の記載がないため削除	
第2編 共通工事					
P	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	
P	2.1.2.5	給水、給湯、消火及び住戸内暖房用	表2.2.6 給水、給湯、消火及び住戸内暖房管 <a href="#">注8. 規格にない給水用高密度ポリエチレン管は、PWAに準ずるものとする。</a>	給水用高密度ポリエチレン管を追記	
P	2.1.2.5	給水、給湯、消火及び住戸内暖房用	表2.2.6 給水、給湯、消火及び住戸内暖房管 注10. 共同住宅用スプリンクラー設備に使用する合成樹脂管は「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号）による。 <a href="#">注10. 消火用配管として使用する合成樹脂管は、(一財)日本消防設備安全センターの認定を受けたものとする。</a>	消火用として使用可能な合成樹脂管はスプリンクラー以外もあるため、日本消防設備安全センターの認定に改定	
P	2.1.2.5	給水、給湯、消火及び住戸内暖房用	表2.2.7 給水、給湯、消火及び住戸内暖房管の継手 <a href="#">注8. 規格にない給水用高密度ポリエチレン管継手は、PWAに準ずるものとする。</a>	給水用高密度ポリエチレン管継手を追記	

項目			主な改定内容		備考
			改定内容	改定趣旨	
機 械 編					
P	2.1.2.5	給水、給湯、消火及び住戸内暖房用	表2.2.7 給水、給湯、消火及び住戸内暖房管の継手 <u>注9. 規格にない給水及び給湯用の架橋ポリエチレン管継手は、接合部の性能がJIS K 6770及びJIS K 6788に準ずるものとする。</u> <u>注10. 規格にないポリブテン管継手は、接合部の性能がJIS K 6779に準ずるものとする。</u>	JIS認証品のほか、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の適合については、自己認証、第三者認証品も多く使用されているため追記	
P	2.1.2.5	給水、給湯、消火及び住戸内暖房用	表2.2.7 給水、給湯、消火及び住戸内暖房管の継手 <u>注12. 消火用配管として使用する合成樹脂管継手は、(一財)日本消防設備安全センターの認定を受けたものとする。</u>	消火用として使用可能な合成樹脂管継手はスプリンクラー以外もあるため、日本消防設備安全センターの認定に改定	
P	2.2.1	一般用弁及び栓	表2.2.10 一般用弁及び栓 <u>JV4-2, JV4-3, JV4-4, JV4-5 (铸铁弁) を削除</u>	JV4-2～5 (日本バルブ工業会規格) は2022年に廃止され、JIS B 2051に移行したため	
P	2.2.6	吸排気弁	(1) 正圧時に、自動的に空気を排除する機能を有するフロート式とし、負圧時に、弁体の開閉により自動的に多量の空気を吸入する機能を有するものとする。弁箱は青銅製(鉛除去表面処理又は鉛フリー)又はステンレス製、フロートは合成樹脂製、 <u>吸気用の弁体は青銅製(鉛除去表面処理又は鉛フリー)又は合成樹脂製、空気抜き弁体シート部は合成ゴム</u> とし、最高使用圧力に耐えるものとする。	吸気用弁体か空気抜きの弁体かを明確化	
P	2.4.7	給水配管	<u>(9) 建物内の横主管から給水立て管への分岐は、原則として給水横主管の上部から取出す。</u>	横主管の空気溜り防止のため	
P	2.4.7	給水配管	<u>(10) 給水用高密度ポリエチレン管は、次による。</u> <u>(7) パイプシャフト内の給水立て管及び給水枝管と隣接管との離隔は50mm以上とし、パイプシャフト内壁面等との離隔は100mm以上とする。</u> <u>(4) 給水横主管と隣接管との離隔は50mm以上とし、ピット内壁面等との離隔は100mm以上とする。</u>	PS内の温度変化による熱伸縮により、たわみが発生するため	
P	2.4.7	給水配管	(13)(エ) さや管と樹脂管は、同時に施工してはならない。樹脂管の通管は、本工事完了後とする。ただし、次の事項を遵守して施工する場合は、 <del>さや管と樹脂管の同時施工をしてもよい。</del> <u>(13)(エ) さや管と樹脂管を同時に施工する場合は、次による。</u>	樹脂管のあと通管を標準とする表現から、同時施工を標準とする記述に改定	
P	2.4.7	給水配管	(13)(サ) ヘッダー及び各水栓等接続の樹脂管の露出部分は、遮熱キャップ又は <u>遮熱管シーリングキャップ</u> を取付ける。	施工実態と整合	
P	2.4.7	給水配管	<u>(14) 住戸内樹脂管先分岐工法は、次による。</u> <u>(7)～(エ) (省略)</u>	さや管ヘッダー配管工法に加えて「住戸内樹脂管先分岐工法」を追加	
P	2.4.9	給湯配管	(1)(ケ) さや管ヘッダー配管工法及び住戸内樹脂管先分岐工法は、2.4.7による。	「住戸内樹脂管先分岐工法」を追加	
P	2.5.16	異種管の接合	2.5.16.1 鋼管とステンレス鋼管、銅管と鋼管 (1) 鋼管とステンレス鋼管又は銅管と鋼管を接合する場合は、絶縁フランジ接合、絶縁ユニオン接合、又はJPF MP 003若しくはJPF MP 005に規定する器具接続用管端防食管継手(異種金属接触防止形)による接合とし、接合要領は特記による。	器具接続用管端防食管継手継手(異種金属接触防止形)は、JPF MP 003及び005で規格化されており、市場に普及しているため	

項目		主な改定内容		備考
		改定内容	改定趣旨	
機 械 編				
P	2.6.2	吊り及び支持	2.6.2.1 一般事項 <u>(10) 高密度ポリエチレン管に設置する仕切弁は、近傍の金属部を支持する。</u>	高密度ポリエチレン管の仕切弁支持を追加
P	2.6.2	吊り及び支持	<u>(13) 住戸内樹脂管先分岐工法の樹脂管の支持間隔は、1m以内及び継手の近傍を支持する。</u>	住戸内樹脂管先分岐工法の樹脂管支持間隔を追加
P	2.6.2	吊り及び支持	2.6.2.3 立て管の支持 <u>(9) 給水立て管の最下層部及びオフセット部の継手は、型钢振れ止め支持により下方より支持する。</u>	最下層及びオフセット部の支持を追加
P	2.6.2	吊り及び支持	<u>(10) 高密度ポリエチレン管の支持は、各階ごとにスラブ支持と中間支持の2箇所以上とする。なお、スラブ支持に防振ゴムは使用せず、中間支持には防振ゴムを使用してもよい。</u>	高密度ポリエチレン管の支持を追加
P	2.7.1	一般事項	(5) コンクリート管以外の管を地中埋設とする場合は、管及び被覆樹脂に損傷を与えないよう掘削土の良質土で空隙がないように埋め戻す。 なお、 <u>再生砂等 山砂の類</u> で埋め戻す場合は特記による。	ポリエチレン管の埋め戻しに再生砂を使用する場合は、粒径2mm以下を使用する必要があるが、現在は入手しにくい状況のため、標準仕様書の記載と整合
P	2.7.3	防食処置	<u>(5) 地中埋設のステンレス鋼管の防食処理をポリエチレンスリーブにより行う場合は、建築用ステンレス配管マニュアル（ステンレス協会）による。</u>	埋設ステンレス鋼管にポリエチレンスリーブを使用する場合は追加
P	2.9.3	給水及び給湯配管	(3) 水道配水用ポリエチレン管及び給水用高密度ポリエチレン管の水圧試験は次表による。 <u>また、水圧試験は、監督職員の立会いのもとにより実施し、記録を監督職員に提出する。</u>  <u>(4) (5) (6) 上記と同様に改定</u>	監督職員の立合いを削除（他の水圧試験と整合）
P	2.9.3	給水及び給湯配管	(7) さや管ヘッダー配管工法及び住戸内樹脂管先分岐工法における樹脂管の水圧試験 <u>(7) 架橋ポリエチレン管の水圧試験は、次表による。</u> <u>(4) ポリブテン管の水圧試験は、次表による。</u>	架橋ポリエチレン管とポリブテン管の水圧試験の記載を分離 架橋ポリエチレン管の水圧試験を見直し ※5分間の昇圧により再試験なし（工業会技術資料と整合）
P	2.9.4	排水及び通気配管	<u>(4) 吸排気弁ドレン管及び給湯ドレン管は導通試験を行い、詰まりのないことを確認し、記録を監督職員に提出する。</u>	ドレン管は排水管と区別して満水試験は不要とする
P	2.9.5	消火配管	(1) (ウ) 合成樹脂管の試験は <u>次表による。</u> <del>※ 水圧試験</del> 表削除 <del>※ 再試験</del> 表削除  (1) (ウ) 合成樹脂管の試験は、 <u>2.9.3「給水及び給湯配管」(3)から(7)によるほか、製造者の規定による。</u>	2.1.2.5で消火に使用可能な合成樹脂管を追加したため、表を削除して参照および製造者の規定に改定
P	2.9.7	弁類	<u>(1) 減圧弁、定水位弁、電磁弁、電動弁、安全弁、温度調整弁は、設置完了後に動作試験を行い、記録を監督職員に提出する。</u>	1編 表1.1.1の改定により弁類の動作試験が削除されたため追加
P	3.1.5	給排水衛生設備工事の保温	3.1.5.1 一般事項 (2) 以下の機器、管、弁、フランジ等の保温を行う場合は、保温の適用、保温の種類及び厚さを特記する。 <u>(ト) さや管ヘッダー配管及び住戸内先分岐配管の樹脂管（給水・給湯）</u> <u>(ナ) 水道配水用ポリエチレン管及び給水用高密度ポリエチレン管</u>	住戸内樹脂管先分岐工法追加 水道配水用ポリエチレン管追加

項目			主な改定内容		備考
			改定内容	改定趣旨	
機 械 編					
P	3.1.5	給排水衛生設備工事の保温	3.1.5.2 管、タンク及び排気筒の保温の種別 表2.3.6 保温の種別による材料及び施工順序(管、タンク及び排気筒) <u>注6. ポリエチレンフォーム保温筒(ワンタッチ接合)は、熱伝導率0.043W/(m・K)以下の性能を有する架橋ポリエチレンフォーム等をパイプ状にしたもので、塩ビシート外被付の片割れ型等とし、外被端部の粘着剤によるワンタッチ接合型とする。また、塩ビシートの外被の厚さは0.1mm以上とし、表面が平滑な軟質塩化ビニルシート等とする。</u>	ポリエチレンフォーム保温筒の仕様を記載	
第3編 空気調和設備工事					
P	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	
P	1.16.2	住戸セントラル暖房方式	(1)～(6) 番号付与見直し・段落整理・記載位置移動	項目の体裁を整理	
P	1.16.2	住戸セントラル暖房方式	(2) 熱源機 (7) ガス燃焼量の制御は、比例制御方式 <del>又はON・OFF制御方式</del> とする。	5-1.3.7「潜熱回収型給湯器」で比例制御となっているため削除	
P	1.16.3	ルームエアコン	(1)～(4) 番号付与見直し・段落整理	項目の体裁を整理	
P	2.2.3	ダクトの接合	2.2.3.2 スパイラルダクト及びステンレスダクト (7) 台所排気系のダクトは、 <del>シール材を難燃性ブチルゴムテープとし、継目に難燃性ブチルゴムテープを巻いた上、アルミテープ2重巻き仕上げとする。</del>  (3) 台所排気系のダクトの接合は、 <u>継手を直管に差込み、鋼製ビスで周囲を固定し、継手と直管の継目全周に難燃性ブチルゴムテープを巻いた後、ダクト用テープで二重巻きにしたものとする。接合部の鋼製ビス本数は、表3.2.4による。なお、ビスによる固定は、横引ダクトの底部を避けた位置とすること。</u>	記載内容を2.2.3.2(2)と整合 結露水等の漏水を防ぐビス固定位置を追記	
第4編 自動制御設備工事					
P	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	
第5編 給排水衛生設備工事					
P	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	
P	1.1.2	衛生陶器及び附属品	表5.1.1 衛生陶器及び附属品 C 730S 洗浄弁式床置壁排水Ⅱ形大便器 C 1201S タンク式床置壁排水Ⅱ形大便器	JIS改定と整合	
P	1.1.2	衛生陶器及び附属品	<del>(9) 湯水混合水栓及び洗面化粧ユニットは、次表による。</del> <u>「湯水混合水栓及び洗面化粧ユニット」表を削除</u>	(9)を削除 表の内容として、規格等を定めていないため	

項目		主な改定内容		備考
		改定内容	改定趣旨	
機 械 編				
P	1.1.4	浴室ユニット	<p>浴室ユニットは、公住仕（建築編）20.2.17（浴室ユニット）による。</p> <p><del>(1) 構成は、壁、床、天井からなるユニット部材及び水栓、浴槽、配管、照明器具等の組込み部材からなるものとし、本項によるほか、JIS A 4416「住宅用浴室ユニット」による。</del></p> <p><del>(2) 壁・床・天井の仕様は特記による。</del></p> <p><del>(3) 水栓は、1.1.6「水栓」によるものとし、給水・給湯管の要否は特記による。</del></p> <p><del>(4) 浴槽は、JIS A 5532「浴槽」によるFRP製とし、大きさ及び高断熱性能を適用する場合は特記による。また、浴槽ふたの要否は特記による。</del></p> <p><del>(5) 照明は、防湿形とし、種類は特記による。</del></p> <p><del>(6) 附属品は、次による。なお、仕様は特記による。</del></p>	<p>建築編と機械編で求めている性能等が整合していないため黒字部分（標準仕様書）を削除</p>
P	1.1.6	水栓	<p>(3) 単水栓及び2ハンドル式水栓の給水側は、節水こま内蔵とする。</p> <p><u>(5) 湯水混合水栓は、節湯機能を有すること。</u></p>	<p>(3) 2ハンドル式水栓は主流（節湯水栓に非該当）では無く、節水こまを内蔵していないメーカーも複数社あるため削除</p> <p>(5) Co2削減・省エネ性能の向上のため追加</p>
P	1.2.4	水道用直結加圧形ポンプユニット	<p>(2) 本ユニットは、<del>キャビネット形とし</del>、ポンプ（2台以上）、圧力発信器等、制御盤、圧力タンク、電動機、バルブ類、逆流防止装置等から構成されるものとする。</p>	<p>キャビネット形を削除</p> <p>キャビネット形に限定しない</p>
P	1.2.9	試験	<p>(3) ポンプ機器類の騒音測定（水中モーターポンプ及び消火ポンプを除く。）を機器据付け後に行う。測定場所は、特記がなければポンプ室内、ポンプ室出入口付近、直近住戸及び敷地境界線とする。</p>	<p>条例等の規制があるため、測定場所に「敷地境界線」を追記</p>
P	1.5.8	泡消火	<p>1.5.8.1 泡消火薬剤</p> <p>泡消火薬剤は、「泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令」（昭和50年自治省令第26号）に定めるところによる水成膜泡消火薬剤又は合成界面活性剤泡消火薬剤とし、<u>特記がない場合は水成膜泡消火薬剤</u>とする。</p>	<p>水成膜泡消火薬剤の原料入手困難な状況から特記の有無に係わらず、どちらでも選択できるような記載とする</p>
P	1.7.1	一般事項	<p>(2) 材質は、鋳鉄製品にあつてはJIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）によるFC150以上とし、黄銅鋳物製品にあつてはJIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）による黄銅鋳物2種又は3種、JIS G 4303（ステンレス鋼棒）によるSUS304又はJIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）によるSCS13とする。また、樹脂製品にあつては、<u>耐熱 合成樹脂製（ABS、ポリプロピレン等）</u>とする。</p>	<p>JIS K 6741（塩ビ管）の耐熱温度は60℃～80℃であることから、ABSにおいて耐熱グレードに限定する必要性がないため</p>
P	1.7.6	通気金具	<p>(1) 通気金具は、JCW 205「通気金具」による<u>ほか、硬質ポリ塩化ビニル製とする。</u></p>	<p>使用実態に合わせて塩ビ製を追加</p>
P	1.7.9	洗濯機用防水パン	<p>(4) <u>かさ上げ型の洗濯機用防水パンは、洗濯機との隙間から手が入りやすく、洗濯機の底面に手が届きにくい構造とする。</u></p>	<p>洗濯機防水パンの使用安全啓発（経済産業省）について追加</p>
P	1.8.4	量水器枠	<p>(2) ふたは、鋳鉄製で鎖付きとする。量水器の呼び径40以下の場合、<u>鋳鉄製又は合成樹脂製箱としてもよい。</u></p>	<p>JCW105で鎖はオプションとなっているため、鎖付きを削除</p>

項目		主な改定内容		備考
		改定内容	改定趣旨	
機 械 編				
P	2.1.1	一般事項	(3) 器具の取付け高さは、次表を標準とする。 器具の取付け高さ 水栓：浴室洗い場 <u>250 → 350</u> 洗濯機 <u>1,200 → 1,300</u>	・浴室洗い場水栓：ユニットバスメーカーの標準設置高さを参考に見直し ・洗濯機水栓：現在の一般的な推奨水栓の高さ（ドラム式を含む）は1,250～1,350mm程度のため見直し
P	2.2.2	ポンプ	2.2.2.3 水道用直結加圧形ポンプユニット (2) キャビネット形の水道用直結加圧形ポンプユニットは次による。 (7) ユニット内部で防振措置が施してあるものは、標準基礎とする。 <u>(イ) 前面を開閉扉または容易に脱着可能な平面パネルとする。</u> <u>(ウ) 基礎は、点検時に安定した踏面を確保する。</u>	(イ)(ウ)維持管理を考慮して追加
第6編 ガス設備工事				
P	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—
P	2.1.1	管及び継手	表6.2.1 管及び継手 合成樹脂被覆鋼管 <u>塩化ビニル被覆鋼管（原管はJIS G 3452「配管用炭素鋼管」によりガス用に製造されたもの。）</u>	塩化ビニル被覆鋼管を使用することもあるため追加
P	2.1.7	ガスメーター	(1) ガスメーターは、ガス事業者の承認したものと する。 <u>計量方式は、実測式又はパルス式(直読式にパルス発信器を備えたもの)とし、適用は特記による。</u>	(1) 推量式（超音波等）を設置可能とするため、計量法式を示す表現を削除
P	2.1.7	ガスメーター	(4) 住戸のガスメーターは、 <u>わかりやすい位置に、該当する住戸番号の表示を行う。</u>	2-2.4.1量水器の文章と整合
P	2.2.3	配管	2.2.3.1 一般事項 (15) <u>配管完了後の他工事による衝撃、釘打ち等の損傷を与えないよう、要所に配管表示シールを貼るなど、配管防護措置を施す。</u>	他工事による事故防止のため追加
第7編 さく井設備工事				
P	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—
第8編 浄化槽設備工事				
P	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—
P	2.1.2	破碎装置	(2) ドラムは鋳鉄製、切削歯はタングステンカーバイト等の焼結超硬合金製、コーム及びカッターバーは特殊鋼（SKD）又は同等以上の耐摩耗性を有するものとし、再研磨及び取替えの容易な構造とする。 <u>なお、軸受部への給油が必要な場合は、自給油式とする。</u>	住宅独自の項目ではないため削除

項目			主な改定内容		備考
			改定内容	改定趣旨	
機 械 編					
P	2.1.31	その他	<del>(1) 色彩 地上に露出している配管の色彩は、特記がなければ次による。</del> <del>(7) 流入水……………灰色</del> <del>(4) 返送汚泥……………緑</del> <del>(5) 余剰汚泥……………濃茶</del> <del>(6) 空気……………青</del> <del>(4) 塩素……………黄</del> <del>(4) 放流……………濃紺</del> <del>(2) フローシートパネル（配管系統図板）</del> <del>(7) 強化プラスチック（厚さ2mm程度）の2枚合わせとする。</del> <del>(4) 寸法は、900×400mmを原則とする。</del> <del>(4) 管の色彩は、上記による。</del>	住宅独自の項目ではないため削除（旧汚水処理施設関連の記載）	
第9編 昇降機設備工事					
P	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	
P	2.2.7	管制運転等	2.2.7.6 ピット冠水時管制運転 (1) ピット冠水時管制運転装置の運動作は、次のフローによる。なお、適用は駆動制御装置を昇降路内 <b>底部</b> に設ける場合に限る。	「底部」を追記 昇降路上部設置の場合は、冠水運転は必須ではないため	
P	7.2.2	基本仕様	(f) かご かごの枠組みは、上枠、下枠、縦枠及び床枠より構成され、構造部材はJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）、JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）、JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼）又はJIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）とする。	(f) (h) 「かごの床」で「ステンレス製(SUS430以上)の耐食性能を有する」と指定があり、かごの床をステンレス製とした場合、かご床枠（＝防振ゴム(四隅)の上に配置する四周枠＋床板＋床梁）もステンレス製(同素材)とした方が強度や耐腐食性が高くなることから、かごの枠組にステンレス材を使用するケースがあるため追加	
P	7.2.2	基本仕様	(k) 照明 ② 停電灯（電源は自動充電式蓄電池とし、停電時自動切替え、復電時自動復旧装置付き、 <del>60</del> 30分以上連続定格）の所要照度は操作盤直下の床面で1Lx以上とする。	60分→30分 2.2.2.1（かご室）(コ)と仕様を整合	
P	7.2.2	基本仕様	(7) 乗場 (a) 乗場枠 <del>フロントパネル幕板付き一体形構造とし、厚さ1.5mm以上の鋼板製とし、ラッカー塗装仕上げ又は合成樹脂系塗装並仕上げ若しくは化粧鋼板を標準とし、適用は特記による。</del>	乗場枠の仕様(デザイン)が増えているため「フロントパネル幕板付き一体形構造とし」の指定を削除し、デザインの選択肢を増やす	
P	7.2.2	基本仕様	(c) 乗場の敷居 <u>ステンレス製（SUS 430以上の耐食性能を有するもの）、又は硬質アルミ製とし、建築物出入口階の敷居溝及びかご敷居溝には、ごみ詰まりによる戸の動作不良を避けるため、溝一本につき2個以上のゴミ落とし穴を設ける等の対策を講じること。ただし、遮煙扉を設置する場合はゴミ落とし穴は設けなくてもよい。</u>	かごの敷居と仕様を整合	

項目			主な改定内容		備考
			改定内容	改定趣旨	
機 械 編					
P	7.2.2	基本仕様	(n) 安全装置 (k) ピット冠水検知装置 <u>駆動制御装置を昇降路内底部に設ける場合、</u> ピットに冠水センサーを設け、冠水を検出すると直ちに最下階以外の階で運転を休止する。運転動作は、2.2.7.6 (ピット冠水時管制運転フロー図) による。	駆動制御装置を昇降路内底部に設ける場合に限るため追加	
P	7.2.3	付加仕様	(a) 自家発時管制運転装置 ⑧ 動作は、 <u>2.2.7.3 (非常用発電時管制運転 (自家発時管制運転)) の管制運転動作フロー</u> による。	2.2.7.3のフローと同様のため参照とし、フロー図を削除	
P	7.2.3	付加仕様	(b) 停電時自動着床装置 <u>停電によりエレベーターが、停止した場合にバッテリー電源により、エレベーターを低速で走行させ最寄階へ着床させ、エレベーター内の乗客を避難させる装置</u> とし、次による。	2.2.1.4 表9.2.3の内容と整合	
P	7.2.3	付加仕様	(d) 発信機は、異常・故障信号を電話回線等を通じて監視センターへ伝達する装置とし、次による。 ① 発信機を機能させるための電源の停電保障は、 <u>4時間 30分</u> とする。	1時間→30分 2.2.2.1 (かご室) (コ) と仕様を整合	
P	7.2.4	福祉型仕様	(d) 専用インジケータは、 <u>専用操作盤上又は背面パネル上に一面</u> 設ける。	2.2.2.1の記載と整合	
P	7.2.5	試験	(1) JIS A 4302「昇降機の検査標準」に準じて行い、(一社)日本エレベーター協会標準の定める試験成績書に記載して監督職員に提出する。 <del>(2) 制御盤の試験成績書は、エレベーター完成検査報告書で代用することができる。</del> <del>(3) 電動機は、JIS C 4034-1 (回転電気機械 第一部：定格及び特性) による次の試験を行い、その試験成績書を監督職員に提出する。</del> <del>(7) 特性試験 (負荷をかけた状態で、電圧、電流、回転数を計測する。)</del> <del>(4) 温度上昇試験</del> <del>(5) 耐電圧試験</del> <del>(6) 絶縁抵抗試験</del>	JIS A 4302「昇降機の検査標準」の内容と重複しているため削除	
第10編 機械式駐車設備工事					
P	—	全体	標準仕様書の改定と整合	—	